

九州大学学則（案）

平成16年度九大規則第1号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和2年 月 日
（令和元年度九大規則第 号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条の2）
- 第2章 組織等（第3条～第17条）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第27条～第30条）
- 第5章 部局長会議（第31条～第37条）
- 第6章 教授会（第38条）
- 第7章 雑則（第39条）

附則

- 第1章 総則
（目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

- 第2章 組織等
（学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学 部	学 科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科

医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	芸術工学科
農学部	生物資源環境学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

5 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**【学教法第99条】**

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻

理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻、デザインストラテジー専攻
システム情報科学府	情報学専攻、情報知能工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
備考	<p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>

- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。
【大学院設置基準第1条の2】
- 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
【大学院設置基準第4条第1項】
- 5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
【大学院設置基準第3条第1項】
- 6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力

を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあつては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。 【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】

7 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

8 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文科学研究院
- (2) 比較社会文化研究院
- (3) 人間環境学研究院
- (4) 法学研究院
- (5) 経済学研究院
- (6) 言語文化研究院
- (7) 理学研究院
- (8) 数理学研究院
- (9) 医学研究院
- (10) 歯学研究院
- (11) 薬学研究院
- (12) 工学研究院
- (13) 芸術工学研究院
- (14) システム情報科学研究院
- (15) 総合理工学研究院
- (16) 農学研究院

(基幹教育院)

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(高等研究院)

第7条の3 本学に、高度な研究活動を推進するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院は、本学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げるために、分野を問わず、本学の誇る優れた研究者のうち、その専門分野において極めて高い研究業績を有する者、ポスト・プロフェッサー及び本学の次世代を担う若手研究者が実質的かつ高度な研究活動を展開する場として、全学的な協力体制のもとに設置するとともに、これらの活動を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

3 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 【学教法第96条】

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。）第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

(エネルギー研究教育機構)

第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(アジア・オセアニア研究教育機構)

第12条の5 本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。

2 アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
(学内共同教育研究センター)

第13条 本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。【学教法第96条】

- (1) 主に教育又は研究活動を支援すること。
- (2) 主に教育又は研究を推進すること。
- (3) その他全学業務を推進すること。

2 学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
生物環境利用推進センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムL S I 研究センター	平成33年3月31日
国際宇宙天気科学・教育センター	平成34年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	平成35年3月31日
未来デザイン学センター	
グローバルイノベーションセンター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	

大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	平成32年3月31日
鉄鋼リサーチセンター	平成32年3月31日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
稲盛フロンティア研究センター	平成32年9月30日
グリーンテクノロジー研究教育センター	平成35年3月31日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端融合医療創成センター	平成34年3月31日
極限プラズマ研究連携センター	平成36年3月31日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	平成35年3月31日
日本エジプト科学技術連携センター	平成36年3月31日
プラズマナノ界面工学センター	平成36年3月31日
先端医療イノベーションセンター	平成32年3月31日
EUセンター	平成33年5月31日
環境発達医学研究センター	平成33年3月31日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	平成33年9月30日
バイオメカニクス研究センター	平成33年3月31日
次世代燃料電池産学連携研究センター	平成34年3月31日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	平成38年3月31日

先端素粒子物理研究センター	平成35年3月31日
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	平成36年3月31日
水素材料先端科学研究センター	平成35年3月31日
アジア埋蔵文化財研究センター	平成35年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	平成35年10月31日
持続可能な社会のための決断科学センター	
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	平成34年3月31日
植物フロンティア研究センター	平成35年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	平成36年3月31日
都市研究センター	平成36年3月31日

3 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(先導的研究センター)

第13条の2 本学に、先導的に研究を行う拠点として、先導的研究センターを置く。

2 先導的研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、各先導的研究センターの設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

先導的研究センター	設置期間の満了する日
免疫機構研究センター	平成32年3月31日
ヒトプロテオーム研究センター	平成35年3月31日
次世代蓄電デバイス研究センター	平成33年3月31日
次世代経皮吸収研究センター	平成33年3月31日
量子ナノスピン物性研究センター	平成32年3月31日
第三段階教育研究センター	平成32年3月31日
スマートモビリティ研究開発センター	平成32年3月31日
惑星微量有機化合物研究センター	平成32年3月31日
浅海底フロンティア研究センター	平成33年3月31日

確率解析研究センター	平成33年3月31日
多重ゼータ研究センター	平成33年3月31日
がん幹細胞研究センター	平成33年3月31日
大気物理統合解析センター	平成34年3月31日

3 各先導的研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、高度ICT人材教育開発センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレジジョンメディスン研究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、国際教育支援センター、小分子エネルギーセンター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、ソーシャルアートラボ、環境設計グローバル・ハブ
システム情報科学研究院	先進電気推進飛行体研究センター

農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター
生体防御医学研究所	トランスオミクス医学研究センター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、自然エネルギー統合利用センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

- 2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(国際交流推進機構)
- 第15条 本学に、次に掲げる特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、国際交流推進機構を置く。
- (1) 学術の国際交流の推進
 - (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進
 - (3) アジアの総合研究等の推進
- 2 国際交流推進機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(情報統括本部)
- 第15条の2 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。
- 2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 全学的な情報基盤の整備
 - (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援
- 3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(統合移転推進本部)
- 第15条の3 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。
- 2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(基金本部)
- 第15条の4 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。
- 2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(広報本部)
- 第15条の5 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。
- 2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(グローバル化推進本部)
- 第15条の6 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。
- 2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(学術研究・産学官連携本部)

第15条の7 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。

2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に定める。

(教育改革推進本部)

第15条の8 本学に、教育課程及び教育方法等の改善、高大接続・入試改革等の教育改革並びにキャリア教育の開発等を推進するための組織として、教育改革推進本部を置く。

2 教育改革推進本部の構成その他必要な事項は、別に定める。

(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	基金事業の実施に係る企画・立案を行うこと。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(伊都診療所)

第16条の2 本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

2 診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

(技術部)

第17条の2 本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

2 前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。 【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。 【学教法第92条】【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。 【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。 【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。 【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。 【学教法第92条】

(副理事)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

1 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(総長補佐)

第24条の2 本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

2 総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー

国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

- 2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。
- 3 各部局に、副部局長を置くことができる。
- 4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。
- 7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

（センター長等）

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。
- 3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 先導的研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該先導的研究センターの業務を掌理する。
- 3 各先導的研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該先導的研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（所長）

第26条の3 診療所に、所長を置く。

- 2 所長は、診療所の業務を掌理する。
 - 3 所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議
（役員会）

第27条 本学に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。 【法人法第11条】

- 2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- （経営協議会）

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 【法人法第20条】

- 2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- （教育研究評議会）

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 【法人法第21条】

- 2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- （総長選考会議）

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。 【法人法第12条】

- 2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 第5章 部局長会議
（部局長会議）

第31条 本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将来計画委員会を置く。

第32条 本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、財務委員会を置く。

第33条 本学に、大学評価に関する重要事項を審議するため、大学評価委員会を置く。

第34条 本学に、ハラスメントの防止に関する事項を審議するため、ハラスメント委員会を置く。

第35条 本学に、男女共同参画の推進に関する事項を審議するために、男女共同参画推進委員会を置く。

第36条 本学に、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議するために、人事委員会を置く。

第36条の2 本学に、基金事業に関する事項を審議するために、基金委員会を置く。

第36条の3 本学に、障害者差別の解消の推進に関する事項を審議するために、障害者支援推進委員会を置く。

第37条 第31条から前条までに規定する委員会（「部局長会議」と総称する。）の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第6章 教授会

第38条 部局（病院及び附属図書館を除く。）に、教授会を置く。 **【学教法第93条】**

2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）で定める。

第7章 雑則

（雑則）

第39条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和46年4月8日施行）等の規定によるものとする。
- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成5年4月1日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
- 6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。
- 7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。
- 8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第81号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第1号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第4号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第8号）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第10号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第12号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第68号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第72号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第80号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成24年度九大規則第11号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第29号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第36号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第37号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第42号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第45号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成25年度九大規則第2号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第8号）

この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第10号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第16号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第40号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第47号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第51号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第76号）

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第78号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第83号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成26年度九大規則第2号）

この規則は、平成26年4月30日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第6号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第11号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第60号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第70号）

この規則は、平成27年1月22日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第76号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 九州大学高等教育機構規則（平成18年度九大規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成26年度九大規則第77号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第120号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第2号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第9号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第21号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第23号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第26号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第31号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第34号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成28年度九大規則第3号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第8号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第14号）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第65号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第69号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第76号)

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第81号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第85号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年度九大規則第1号)

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第8号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第23号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第40号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第48号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第67号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成30年度九大規則第1号)

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規則第11号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規則第18号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第22号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第49号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第60号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規則第 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

九州大学学則の一部を改正する規則（案）

令和元年度九大規則第 号
 制 定：令和2年 月 日

芸術工学部を1学科5コース制に改組することに伴い、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)																
(略)	(略)																
(学部) 第3条 本学に、次の表を掲げるとおり、学部及び学科を置く。	(学部) 第3条 本学に、次の表を掲げるとおり、学部及び学科を置く。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">学 部</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芸術工学部</td> <td style="text-align: center;"><u>芸術工学科</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	(略)		芸術工学部	<u>芸術工学科</u>	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">学 部</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芸術工学部</td> <td style="text-align: center;"><u>環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	(略)		芸術工学部	<u>環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科</u>	(略)	
学 部	学 科																
(略)																	
芸術工学部	<u>芸術工学科</u>																
(略)																	
学 部	学 科																
(略)																	
芸術工学部	<u>環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科</u>																
(略)																	
2～5 (略)	2～5 (略)																
(略)	(略)																

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

九州大学学部通則（案）

平成16年度九大規則第2号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和2年月日
（令和元年度九大規則第号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第7条～第14条）
- 第3章 教育課程、卒業の認定等（第15条～第25条）
- 第4章 退学、転学、留学及び休学（第26条～第33条）
- 第5章 表彰、除籍及び懲戒（第34条～第37条）
- 第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第38条～第42条）
- 第7章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生（第43条～第47条）

附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第3条第5項の規定に基づき、学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の修業年限は、6年とする。【学教法第87条】

3 九州大学（以下「本学」という。）の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

4 前項の修業年限の通算は、学部教授会の議を経て各学部長が定める。

（在学期間の限度）

第3条 在学期間の限度は、8年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の在学期間の限度は、12年とする。

（定員）

第4条 各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。

（学年及び学期）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学部規則において定める。【大学設置基準第23条】

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

（休業日）

第6条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

【大学設置基準第22条】

2 臨時的休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

（入学の時期）

第7条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下この条において「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下この条において「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの **【学教法第90条、学教法規則第150条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、本学に入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 前項第5号に規定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受験科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で17歳に達したもの **【学教法第90条、学教法規則第153条、第154条】**

(入学の出願)

第9条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第10条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。 **【学教法規則第144条】**

(入学の手續及び許可)

第10条の2 総長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第11条 第26条の規定により退学した後、再び同一学部に入学を志願する者については、選

考の上、再入学を許可することがある。

(転入学又は編入学)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者
- (2) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に転入学を志願するもの
- (3) 大学において単位(科目等履修生として修得した単位を除く。)を修得した者で、編入学を志願するもの
- (4) 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの
- (5) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの
- (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの
- (8) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの

(転学部)

第12条の2 学部長は、本学の学生で転学部を志願する者について、学部教授会の議を経て選考の上、転学部を許可することができる。

(再入学、転入学及び編入学の手續及び許可)

第13条 第11条及び第12条に規定する再入学、転入学及び編入学に係る手續及び許可については、第10条の2の規定を準用する。

(再入学等における修業年限等の取扱い)

第14条 第11条から第12条の2までの規定により再入学、転学部、転入学及び編入学(以下「再入学等」という。)を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、学部教授会の議を経て各学部長が別に定める。

2 前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の2倍とする。

第3章 教育課程、卒業の認定等

(教育課程)

第15条 各学部の教育課程は、基幹教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

2 前項の基幹教育科目の履修については、別に定める。

3 第1項の教育課程及び卒業の認定については、各学部規則において定める。

(チャレンジ21)

第16条 本学に、学部ごとに編成する教育課程のほか、学部共通の課程を置く。

2 前項の課程をチャレンジ21と称し、当該課程について必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第16条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

【大学設置基準第25条】

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目(基幹教育科目を除く。)の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して当該学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。 **【大学設置基準第21条】**

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 **【大学設置基準第21条】**

3 基幹教育科目の各授業科目の単位の計算方法は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第17条の2 学部長は、学生に対して、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 **【大学設置基準第25条の2】**

(成績評価)

第17条の3 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもってあらわし、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

- A 基準を大きく超えて優秀である。
- B 基準を超えて優秀である。
- C 望ましい基準に達している。
- D 単位を認める最低限の基準には達している。
- F 基準を大きく下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習等の可否等により判定する授業科目は、R又はFの評語をもってあらわすことができるものとし、Rを合格とする。

4 前3項に定めるもののほか成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条の4 学部長は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 **【大学設置基準第25条の3】**

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 **【大学設置基準第28条】**

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 **【大学設置基準第28条】**

(休学期間中の外国の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得

したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。

【大学設置基準第29条】

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位についても同様とする。

【大学設置基準第30条】

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。

【大学設置基準第30条】

(本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数の限度)

第22条 第18条から前条までの規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第11条及び第12条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。この場合において、入学前の既修得単位等で第15条第1項に規定する基幹教育科目の授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

【大学設置基準第28条、第29条、第30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学設置基準第30条の2】

(卒業)

第24条 第2条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者は、卒業者とし、これに卒業証書を授与する。

【大学設置基準第32条】

2 前項の規定にかかわらず、本学の各学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科を除く。)に3年以上在学した者で、各学部規則の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で履修修得したものは、卒業者とし、卒業証書を授与することができる。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第16条の3第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部臨床薬学科にあつては186単位)を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

【学教法第89条】

(学位の授与)

第25条 卒業者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学士の学位を授与するものとする。

【学教法第104条】【学位規則第2条】

第4章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 他の大学に転学を志望する学生は、学部長を経て総長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学部長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第2条の修業年限に通算することができる。

(休学)

第29条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学部長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学部長は、休学を許可することができる。

第30条 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第31条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第32条 休学した期間は、在学期間に算入しない。

第33条 休学期間は、第2条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第11条又は第12条の規定により再入学等をした者の休学期間は、第14条第1項に規定する修業年限の年数を超えることができない。

第5章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第34条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長が表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第35条 総長は、学部長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍することができる。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第3条又は第14条第2項に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第33条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

第36条 総長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第37条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第38条 入学(再入学、転入学又は編入学を含む。次条において同じ。)を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第39条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第40条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料

の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（４月１日から９月３０日まで）	４月３０日まで
後期（１０月１日から３月３１日まで）	１０月３１日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
- 3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

- 4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

（寄宿料）

第４１条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等）

第４２条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成１６年度九大会規第１２号。以下「費用規程」という。）に定める。

第７章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生

（科目等履修生）

第４３条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学設置基準第３１条】

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第４４条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第４５条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生及び専修生）

第４６条 学部において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生又は専修生として入学を許可することがある。

- 2 研究生及び専修生に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等）

第４７条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
- 2 平成１６年３月３１日に本学に在学し、平成１６年４月１日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学通則（昭和２４年６月１日施行）等の規定によるものとする。

- 附 則（平成16年度九大規則第194号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年度九大規則第31号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年度九大規則第38号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則（平成19年度九大規則第32号）
この規則は、平成19年12月26日から施行する。
- 附 則（平成19年度九大規則第59号）
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の九州大学学部通則第16条の2の規定は、平成20年度に九州大学に入学する者から適用する。
- 附 則（平成20年度九大規則第38号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年度九大規則第50号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則（平成22年度九大規則第83号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第81号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大規則第47号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（平成25年度九大規則第84号）
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学学部通則第15条及び第22条の規定は、平成26年度に九州大学に入学する者から適用し、平成26年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則（平成26年度九大規則第78号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成27年度九大規則第36号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年度九大規則第86号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第6号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第68号）
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学学部通則は、平成30年度に九州大学に入学する者から適用し、平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則（平成30年度九大規則第61号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第 号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

学部名	学科名	学生定員						収容定員
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
共創学部	共創学科	105	105	105	—	—	—	315
文学部	人文学科	151	151	151	160	—	—	613
教育学部		46	46	46	50	—	—	188
法学部		189	189	189	200	—	—	767
経済学部	経済・経営学科	141	141	141 (10)	150 (10)	—	—	573 (20)
	経済工学科	85	85	85 (10)	90 (10)	—	—	345 (20)
	計	226	226	226 (20)	240 (20)	—	—	918 (40)
理学部	物理学科	55	55	55	59	—	—	224
	化学科	62	62	62	67	—	—	253
	地球惑星科学科	45	45	45	48	—	—	183
	数学科	50	50	50 (5)	54 (5)	—	—	204 (10)
	生物学科	46	46	46	49	—	—	187
	計	258	258	258 (5)	277 (5)	—	—	1,051 (10)
医学部	医学科	111	111	111	111	111	111	666
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	134	134	134	137	—	—	539
	計	257	257	257	260	111	111	1,253
歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	49	49	49	50	—	—	197
	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180

	計	79	79	79	80	30	30	377
工学部	建築学科	58	58	58	60	—	—	234
	電気情報工学科	153	153	153	158	—	—	617
	物質科学工学科	163	163	163	168	—	—	657
	地球環境工学科	145	145	145	150	—	—	585
	エネルギー科学科	95	95	95	99	—	—	384
	機械航空工学科	164	164	164	169	—	—	661
	計	778	778	778	804	—	—	3,138
芸術工学部	(環境設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(工業設計学科)	—	45	45	48	—	—	138
	(画像設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(音響設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(芸術情報設計学科)	—	37	37	40	—	—	114
	芸術工学科	187	—	—	—	—	—	187
	計	187	187	187	202	—	—	763
農学部	生物資源環境学科	226	226	226	229	—	—	907
総	計	2,555	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	10,608 (50)

(備考)

- 1 学生定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 （ ）を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学学部通則の一部を改正する規則（案）

令和元年度九大規則第 号
制 定：令和2年 月 日

共創学部の年次進行及び芸術工学部改組に伴い、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略) (定員) 第4条 各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。 (略) 別表 <u>(別紙のとおり)</u>	(略) (定員) 第4条 (同左) (略) 別表 <u>(別紙のとおり)</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新

学部名	学科名	学生定員						収容定員
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
共創学部	共創学科	105	105	<u>105</u>	—	—	—	<u>315</u>
文学部	人文学科	151	151	<u>151</u>	160	—	—	<u>613</u>
教育学部		46	46	<u>46</u>	50	—	—	<u>188</u>
法学部		189	189	<u>189</u>	200	—	—	<u>767</u>
経済学部	経済・経営学科	141	141	<u>141</u> (10)	150 (10)	—	—	<u>573</u> (20)
	経済工学科	85	85	<u>85</u> (10)	90 (10)	—	—	<u>345</u> (20)
	計	226	226	<u>226</u> (20)	240 (20)	—	—	<u>918</u> (40)
理学部	物理学科	55	55	<u>55</u>	59	—	—	<u>224</u>
	化学科	62	62	<u>62</u>	67	—	—	<u>253</u>
	地球惑星科学科	45	45	<u>45</u>	48	—	—	<u>183</u>
	数学科	50	50	<u>50</u> (5)	54 (5)	—	—	<u>204</u> (10)
	生物学科	46	46	<u>46</u>	49	—	—	<u>187</u>
	計	258	258	<u>258</u> (5)	277 (5)	—	—	<u>1,051</u> (10)
医学部	医学科	111	111	111	111	111	111	666
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	134	134	<u>134</u>	137	—	—	<u>539</u>
	計	257	257	<u>257</u>	260	111	111	<u>1,253</u>

歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	49	49	<u>49</u>	50	—	—	<u>197</u>
	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180
	計	79	79	<u>79</u>	80	30	30	<u>377</u>
工学部	建築学科	58	58	<u>58</u>	60	—	—	<u>234</u>
	電気情報工学科	153	153	<u>153</u>	158	—	—	<u>617</u>
	物質科学工学科	163	163	<u>163</u>	168	—	—	<u>657</u>
	地球環境工学科	145	145	<u>145</u>	150	—	—	<u>585</u>
	エネルギー科学科	95	95	<u>95</u>	99	—	—	<u>384</u>
	機械航空工学科	164	164	<u>164</u>	169	—	—	<u>661</u>
	計	778	778	<u>778</u>	804	—	—	<u>3,138</u>
芸術工学部	<u>(環境設計学科)</u>	<u>—</u>	35	<u>35</u>	38	—	—	<u>108</u>
	<u>(工業設計学科)</u>	<u>—</u>	45	<u>45</u>	48	—	—	<u>138</u>
	<u>(画像設計学科)</u>	<u>—</u>	35	<u>35</u>	38	—	—	<u>108</u>
	<u>(音響設計学科)</u>	<u>—</u>	35	<u>35</u>	38	—	—	<u>108</u>
	<u>(芸術情報設計学科)</u>	<u>—</u>	37	<u>37</u>	40	—	—	<u>114</u>
	芸術工学科	<u>187</u>	—	—	—	—	—	<u>187</u>
	計	187	187	<u>187</u>	202	—	—	<u>763</u>
農学部	生物資源環境学科	226	226	<u>226</u>	229	—	—	<u>907</u>
総	計	2,555	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	10,608 (50)

(備考)

- 1 学生定員の () を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 () を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表（第4条関係）

学部名	学科名	学生定員						収容定員
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
共創学部	共創学科	105	105	—	—	—	—	<u>210</u>
文学部	人文学科	151	151	<u>160</u>	160	—	—	<u>622</u>
教育学部		46	46	<u>50</u>	50	—	—	<u>192</u>
法学部		189	189	<u>200</u>	200	—	—	<u>778</u>
経済学部	経済・経営学科	141	141	<u>150</u> (10)	150 (10)	—	—	<u>582</u> (20)
	経済工学科	85	85	<u>90</u> (10)	90 (10)	—	—	<u>350</u> (20)
	計	226	226	<u>240</u> (20)	240 (20)	—	—	<u>932</u> (40)
理学部	物理学科	55	55	<u>59</u>	59	—	—	<u>228</u>
	化学科	62	62	<u>67</u>	67	—	—	<u>258</u>
	地球惑星科学科	45	45	<u>48</u>	48	—	—	<u>186</u>
	数学科	50	50	<u>54</u> (5)	54 (5)	—	—	<u>208</u> (10)
	生物学科	46	46	<u>49</u>	49	—	—	<u>190</u>
	計	258	258	<u>277</u> (5)	277 (5)	—	—	<u>1,070</u> (10)
医学部	医学科	111	111	111	111	111	111	666
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	134	134	<u>137</u>	137	—	—	<u>542</u>
	計	257	257	<u>260</u>	260	111	111	<u>1,256</u>

歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	49	49	<u>50</u>	50	—	—	<u>198</u>
	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180
	計	79	79	<u>80</u>	80	30	30	<u>378</u>
工学部	建築学科	58	58	<u>60</u>	60	—	—	<u>236</u>
	電気情報工学科	153	153	<u>158</u>	158	—	—	<u>622</u>
	物質科学工学科	163	163	<u>168</u>	168	—	—	<u>662</u>
	地球環境工学科	145	145	<u>150</u>	150	—	—	<u>590</u>
	エネルギー科学科	95	95	<u>99</u>	99	—	—	<u>388</u>
	機械航空工学科	164	164	<u>169</u>	169	—	—	<u>666</u>
	計	778	778	<u>804</u>	804	—	—	<u>3,164</u>
芸術工学部	環境設計学科	<u>35</u>	35	<u>38</u>	38	—	—	<u>146</u>
	工業設計学科	<u>45</u>	45	<u>48</u>	48	—	—	<u>186</u>
	画像設計学科	<u>35</u>	35	<u>38</u>	38	—	—	<u>146</u>
	音響設計学科	<u>35</u>	35	<u>38</u>	38	—	—	<u>146</u>
	芸術情報設計学科	<u>37</u>	37	<u>40</u>	40	—	—	<u>154</u>
	計	187	187	<u>202</u>	202	—	—	778
農学部	生物資源環境学科	226	226	<u>229</u>	229	—	—	<u>910</u>
総	計	2,555	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	10,608 (50)

(備考)

- 1 学生定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 （ ）を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学学位規則

平成16年度九大規則第86号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：平成31年 3月 22日
(平成30年度九大規則第87号)

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、大学院通則第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者に対し授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与)

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府規則で定める。

(博士論文の提出)

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあつては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府規則で定める。ただし、博士後期課程、医学系、歯学及び薬学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

(論文の審査)

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

- 第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。
- 2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。
- 2 前項の審査は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
（審査結果の報告）
- 第15条 学府教授会は、前条の審査の結果を文書をもって、総長に報告しなければならない。
（論文提出による博士）
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後に論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
（専門職学位の授与）
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府の各学府規則で定める。
（学位記の授与）
- 第22条 総長は、第15条（第20条において準用する場合を含む。）の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2 総長は、卒業並びに修士課程及び専門職大学院の課程修了の審査結果の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。
（学位授与の報告等）

第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位(法務博士(専門職)を除く。)を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第2のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において博士の学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教育研究評議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者(21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。)については、九州大学学位規則(昭和32年11月19日施行)の規定によるものとする。

3 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 部 印	氏 名	
	年 月 日 生	
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたりとを認め		
年 月 日		
	九州芸術工科大学教育課程担当	
	九州大学芸術工学部長	印

[]

本学芸術工学部長の認定により学士（芸術工学）の学位を授与する

大 学 印
九州大学総長
印

第 号

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記

学 府 印
氏 名

年 月 日 生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により修士（芸術工学）の学位を授与する

大 学 印
九州大学総長
印

芸修第 号

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記

学 府 印
氏 名

年 月 日 生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により博士（〇〇）の学位を授与する

大 学 印
九州大学総長
印

芸博甲第 号

4 21世紀プログラムの課程を修了した者に授与する学位の名称は、第26条の規定にかかわらず、学士（学術）とし、学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式による

ものとする。

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日 生
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大学印</div>
本学所定の21世紀プログラムの 課程を修めたので本学の卒業を認め 学士（学術）の学位を授与する
年 月 日
九州大学総長
印

No.
KYUSHU UNIVERSITY
hereby confers upon
Name
Date of Birth:○○
the Degree of
Bachelor of Arts
having completed the prescribed program of the Twenty First Century Program (○○)
Date
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大学印</div>
Name President

附 則（平成16年度九大規則203号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第55号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第19号）
この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第118号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第74号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第11号）

1 この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第35号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第92号）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）第23条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第24条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

4 新規則別記様式の規定は、施行日以後に授与する学位記について適用し、同日前に授与する学位記については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第116号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日までに九州大学大学院比較社会文化学府に入学した者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第141号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第54号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第106号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第101号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第53号）

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第87号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（学士の学位）

学 部	学 位 の 名 称
共創学部	学士（学術）
文学部	学士（文学）
教育学部	学士（教育学）
法学部	学士（法学）
経済学部	学士（経済学）
理学部	学士（理学）
医学部	学士（医学） 学士（生命医科学） 学士（看護学） 学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（創薬科学） 学士（薬学）
工学部	学士（工学）
芸術工学部	学士（芸術工学）
農学部	学士（農学）

別表第2（修士の学位及び博士の学位）

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士（文学）	博士（文学）
地球社会統合科学府	修士（学術） 修士（理学）	博士（学術） 博士（理学）
人間環境学府（臨床実践心理学専攻を除く。）	修士（人間環境学） 修士（文学） 修士（教育学） 修士（心理学） 修士（工学）	博士（人間環境学） 博士（文学） 博士（教育学） 博士（心理学） 博士（工学）
法学府	修士（法学）	博士（法学）

経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	—————	博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学） 修士（芸術工学） 修士（工学） 修士（オートモーティブサイエンス） 修士（ライブラリーサイエンス） 修士（学術）	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（ライブラリーサイエンス） 博士（学術）

別表第3（専門職学位）

--	--

専 門 職 大 学 院	学 位 の 名 称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士（専門職）
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士（専門職）
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士（専門職）
法科大学院 （法務学府実務法学専攻）	法務博士（専門職）

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者に授与する学位記の様式

第 号
学 位 記 氏 名 年 月 日 生
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 10px; margin-left: 20px;">大学印</div>
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める 九州大学〇〇学部長 印
本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したことを認め 学士（〇〇）の学位を授与する 年 月 日 九州大学総長 印

No.
KYUSHU UNIVERSITY hereby confers upon Name Date of Birth: 〇〇 the Degree of Bachelor of 〇〇 having completed the prescribed program of the School of 〇〇 (〇〇) Date <div style="border-top: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; margin-left: 20px;"></div> Name

大学印	Dean of the School of ○○ Name President
-----	---

(2) 第4条1項により修士課程（共同教育課程を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	
<p>本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する</p>	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印

No.
KYUSHU UNIVERSITY
hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Master of ○○
having completed the Master's Program
in the Graduate School of ○○
(○○)
Date
Name
President
大学印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(3) 第4条1項により修士課程（共同教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	

九州大学大学院○○学府及び□□大学大学院◇◇研究科の
◎◎専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授
与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

□ □ 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Master of ○○

having completed the Master's Program
in the Graduate School of ○○, Kyushu University
and the Graduate School of △△,□□

(◎◎)

Date

大学印

Name

President of Kyushu University

大学印

Name

President of □□ University

備考1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

2 □印の箇所は共同教育課程を構成する大学（本学を除く。）、◇印の箇所は構成大学の
共同教育課程を編成する研究科の名称を記入する。

3 ◎印の箇所は共同教育課程における専攻の名称を記入する。

(4) 第4条2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の
様式

△修第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻において修士課程の修了に相
当する要件を満たしたので修士（○○）の学位を授与する

年	月	日
九州大学	大学印	

	No.
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Master of ○○	
having completed the requirement	
for a Master's Qualification	
in the Graduate School of ○	
(○○)	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(5) 第5条により博士課程（博士課程教育リーディングプログラムを除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

	△博甲第 号
学位記	
氏名	
年 月 日 生	
<p>本学大学院○○学府○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（○○）の学位を授与する</p>	
年 月 日	
九州大学	大学印

	No.
KYUSHU UNIVERSITY	

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Doctor of ○○
having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of ○
(○○)
Date

Name
President

大学印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(6) 第5条により博士課程（博士課程教育リーディングプログラム）を修了した者に授与する学位記の様式

△博甲第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の博士課程（□□□□□□□□）において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Doctor of ○○
having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of ○

	(○○)
	with additional completion of □□□□
	Date
	Name
大学印	President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入し、□印の箇所は博士課程教育リーディングプログラムの名称を記入する。

(7) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

	△専第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日 生
<p>本学大学院○○学府○○専攻の専門職学位課程を修了したので修士（専門職）の学位を授与する</p>		
	年	月 日
九	州	大 学
	大学印	

	No.
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Master of ○○	
having completed the Professional Degree Program	
in the Graduate School of ○	
(○○)	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (8) 第6条により法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

法専第	号
学位記	
氏名	
年月日生	
法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を 修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
九州大学	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 15px;">大学印</div>

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Juris Doctor	
having completed the Professional Degree Program	
in the Law School	
(Legal Practice)	
Date	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 15px;">大学印</div>	Name President

- (9) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

△博乙第	号
学位記	
氏名	
年月日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したの	

で博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

九州大学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Doctor of 〇〇

having submitted a doctoral dissertation and
successfully fulfilled all the requirements

Date

大学印

Name

President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(10) 学位申請関係書類の様式

ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

年 月 日

九州大学総長殿

〇〇学府〇〇学専攻

〇〇年入学

氏名印

学位論文審査願

このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日																									
九州大学総長殿																									
本籍： 氏名： 印																									
学位申請書																									
<p>貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。 なお所定の手数料を納入いたします。</p>																									
記																									
<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>主論文</td> <td>1編</td> <td>冊</td> <td>2通</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>参考論文</td> <td>編</td> <td>冊</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>論文目録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>論文要旨</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>履歴書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	主論文	1編	冊	2通	2	参考論文	編	冊	1通	3	論文目録				4	論文要旨				5	履歴書			
1	主論文	1編	冊	2通																					
2	参考論文	編	冊	1通																					
3	論文目録																								
4	論文要旨																								
5	履歴書																								

ウ 添付書類の様式
① 論文目録様式

論 文 目 録		区分 甲乙
氏 名		
主論文 1編○冊		
題 名		
(印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入))		
参考論文 ○編○冊		
題 名		
1		

2 (同上)
3

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文が2以上ある場合は、その題名を列記すること。

② 履歴書様式

履 歴 書		区分	甲乙
(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	男 女	
本 籍 (都道府県名)	都 道 府 県		
現 住 所	都道 府県	区市 郡	町 村 番地
学 歴	年 月 日 年 月 日		
職 歴	年 月 日 年 月 日		
研究歴	年 月 日 年 月 日		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名 印			

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

九州大学芸術工学部規則（案）

平成16年度九大規則第116号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 2年 月 日
（令和元年度九大規則第 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号。以下「通則」という。）により、各学部規則において定めるように規定されている事項その他芸術工学部の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 芸術工学部は、技術を人間生活に適切に利用するために、技術の基礎である科学と人間精神の最も自由な発現である芸術とを総合し、技術の進路を計画し、その機能の設計について研究するとともに、人文、社会、自然にまたがる知識と芸術的感性を基盤とする設計家を養成することを目的とする。

（コース）

第1条の3 芸術工学部の芸術工学科に次のコースを置く。

環境設計コース
インダストリアルデザインコース
未来構想デザインコース
メディアデザインコース
音響設計コース

（入学等）

第2条 学生の入学に関し必要な事項は、別に定める。

2 学生の再入学、転学部、転入学及び編入学（以下「再入学等」という。）については、芸術工学部の収容定員に余裕がある場合又は特に必要と認める場合に、教授会の議を経て、これを許可することができる。

3 前項の規定により再入学等を許可された者の修業年限、単位修得の方法等については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

第3条 科目等履修生として、本学において一定の単位を修得した後に入学する者の修業年限の通算については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

（長期にわたる教育課程の履修）

第3条の2 学生が、通則第23条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、教授会の議を経て学部長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（学期）

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

（教育課程）

第5条 芸術工学部における教育課程は、基幹教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

2 基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。

3 専攻教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数は、別表第2のとおりとする。

4 前項に規定するもののほか、臨時に開設する授業科目は、その都度教授会の議を経て、学部長が別に定める。

5 単位計算の基準は、原則として、講義については15時間をもって1単位、演習については15時間又は30時間をもって1単位、実験及び実習については30時間又は45時間をもつ

て1単位とする。ただし、これによりがたい場合は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。
第6条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

(単位修得及び卒業)

第7条 授業担当教員は、学生が履修した授業科目について試験、平素の学修の状況等により成績評価を行う。

2 授業科目の成績評価は、通則第17条の3の規定に基づき行うものとする。

第8条 学部長は前条第2項の合格の評価を受けた授業科目について、所定の単位を認定する。

第9条 芸術工学部の卒業の要件は、芸術工学部に4年以上在学し、次の各号に定めるところにより、128単位以上修得することとする。

(1) 基幹教育科目から48単位

(2) 専攻教育科目から80単位以上

2 教授会は、前項の単位を修得した者について、卒業の審査を行う。

(科目等履修生及び聴講生)

第10条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第1項に定めるところによる。

第11条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、学部長に願出しなければならない。

2 学部長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第12条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第7条及び第8条の規定を準用する。

第13条 学部長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

第14条 特定の授業科目を聴講しようとする者は、所定の願書に聴講しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、学期の始めに学部長に願出なければならない。

第15条 聴講生として、聴講を志願できる者は、大学において2年以上の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

第16条 学部長は、学生の履修に妨げがない場合は、教授会の議を経て、学期又は学年ごとに聴講を許可することができる。

第17条 聴講生に対しては、単位修得の認定を行わない。ただし、法令等に基づく資格を得るため等特に単位を必要とする者については、単位修得の認定を行うことができる。

2 聴講生から請求があるときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することができる。

(雑則)

第18条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、芸術工学部の校務について必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第211号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学芸術工学部規則の規定は、平成16年4月1日以降に本学部に入学者から適用する。

附 則（平成17年度九大規則第71号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成18年度に本学部に入学者から適用し、平成18年3月31日に本学部在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年度九大規則第140号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成19年度に本学部に入学者から適用し、平成19年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第20号）

- 1 この規則は、平成19年7月20日から施行する。
- 2 改正後の九州大学芸術工学部規則第7条の規定は、平成19年度に本学部に入学者から適用し、平成19年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第88号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学芸術工学部規則別表第1及び別表第2の規定は、平成18年度に本学部に入学者から適用し、平成18年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の九州大学芸術工学部規則別表第3の規定は、平成20年度に本学部に入学者から適用し、平成20年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年度九大規則第86号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成21年度に本学部に入学者から適用し、平成21年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第87号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成22年度に本学部に入学者から適用し、平成22年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第103号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成23年度に本学部に入学者から適用し、平成23年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第122号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成24年度に本学部に入学者から適用し、平成24年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第104号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成25年度に本学部に入学者から適用し、平成25年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第132号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成26年4月1日に本学部に入学者から適用し、平成26年3月31日に本学部在学者、同年4月1日以降も引き続き在学者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第156号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則別表第2の規定は、平成27年4月1日に本学部に入学者から適用し、平成27年3月31日に本学部在学中、同年4月1日以降
附 則（平成27年度九大規則第65号）
 - 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則（以下「新規則」という。）は、平成28年4月1日に本学部に入学者から適用し、平成28年3月31日に本学部在学中、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則のうち別表第1の規定（備考第2号に係る規定を除く。）は、平成26年4月1日に本学部に入学者から適用し、平成26年3月31日に本学部在学中、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
附 則（平成28年度九大規則第39号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第122号）
 - 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成29年4月1日に本学部に入学者から適用し、平成29年3月31日に本学部在学中、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
附 則（平成29年度九大規則第118号）
 - 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成30年4月1日に本学部に入学者から適用し、平成30年3月31日に本学部在学中、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による
附 則（平成30年度九大規則第102号）
 - 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、平成31年4月1日に本学部に入学者から適用し、平成31年3月31日に本学部在学中、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
附 則（令和元年度九大規則第 号）
 - 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、令和2年4月1日に本学部に入学者から適用し、令和2年3月31日に本学部在学中、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1 (基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数)

区 分	授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数	合計最低 修得単位数
基幹教育 セミナー	基幹教育セミナー	1 単位	1 単位	1 単位
課題協学 科目	課題協学科目	2. 5 単位	2. 5 単位	2. 5 単位
言 語 文 化 科 目	学術英語 A・リセプション 学術英語 A・プロダクション 学術英語 B・インテグレート 学術英語 AB・再履修 学術英語 A・CALL 学術英語 B・CALL 学術英語 C・テーマベース 学術英語 C・スキルベース 専門英語 ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ ドイツ語Ⅲ ドイツ語プラクティクムⅠ ドイツ語プラクティクムⅡ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ フランス語Ⅲ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 中国語Ⅲ 中国語実践Ⅰ 中国語実践Ⅱ ロシア語Ⅰ ロシア語Ⅱ ロシア語Ⅲ ロシア語フォーラム 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ 韓国語Ⅲ 韓国語フォーラム スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ スペイン語Ⅲ スペイン語フォーラム 日本語Ⅱ	1 単位 1 単位	第1 外国語 英語 8 単位 第2 外国語 4 単位	12 単位

	日本語Ⅲ 日本語Ⅳ 日本語Ⅴ 日本語Ⅵ 日本語Ⅶ	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位		
言語文化自由選択科目	入門ドイツ語Ⅰ 入門ドイツ語Ⅱ 入門中国語Ⅰ 入門中国語Ⅱ 中国語オーラル・リスニング演習Ⅰ 中国語オーラル・リスニング演習Ⅱ 中国語表現・読解演習Ⅱ 入門ロシア語Ⅰ 入門ロシア語Ⅱ 入門韓国語Ⅰ 入門韓国語Ⅱ 韓国語表現・読解演習Ⅰ 韓国語表現・読解演習Ⅱ	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位		
文系デザインシンプリン科目	先史学入門 歴史学入門 文学・言語学入門 芸術学入門 地理学入門 社会学入門 心理学入門 現代教育学入門 教育基礎学入門 法学入門 政治学入門 経済学入門 経済史入門 The Law and Politics of International Society	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位	4 単位	4 単位
理系デザインシンプリン科目	数理統計学 デザイン史 情報科学 自然科学総合実験（基礎） 自然科学総合実験（発展）	1.5 単位 2 単位 1.5 単位 1 単位 1 単位	7 単位	18 単位
	微分積分学 微分積分学・同演習 A 微分積分学・同演習 B	1.5 単位 1.5 単位 1.5 単位	※備考 2 参照	
	線形代数 線形代数学・同演習 A 線形代数学・同演習 B	1.5 単位 1.5 単位 1.5 単位	※備考 3 参照	

物理学概論A	1.5 単位	5 単位 ※備考4参 照
物理学概論B	1.5 単位	
物理学概論A演習	1 単位	
物理学概論B演習	1 単位	
基幹物理学 I A	1.5 単位	
基幹物理学 I B	1.5 単位	
基幹物理学 I A演習	1 単位	
基幹物理学 I B演習	1 単位	
基礎化学	1.5 単位	
無機物質化学	1.5 単位	
有機物質化学	1.5 単位	
基礎化学結合論	1.5 単位	
基礎化学熱力学	1.5 単位	
基礎生物学概要	1.5 単位	
細胞生物学	1.5 単位	
集団生物学	1.5 単位	
地球と宇宙の科学	1 単位	
地球科学	1 単位	
デザイン思考	1 単位	
図形科学	1.5 単位	
空間表現実習 I	2 単位	
空間表現実習 II	2 単位	
プログラミング演習	1 単位	
社会と数理科学	1 単位	
微分積分学・同演習 I	1.5 単位	
微分積分学・同演習 II	1.5 単位	
微分積分学・同演習 III	1.5 単位	
数学演習 I A	1 単位	
数学演習 I B	1 単位	
数学演習 II	1 単位	
身の回りの物理学A	1 単位	
力学演習	1 単位	
物理学の進展	1.5 単位	
基幹物理学 II	1.5 単位	
電気電子工学入門	2 単位	
原子核物理学	2 単位	
身の回りの化学	1 単位	
現代化学	1.5 単位	
基礎生物有機化学	1.5 単位	
基礎生化学	1.5 単位	
機器分析学	2 単位	
生命の科学A	1 単位	
生命の科学B	1 単位	
分子生物学	1.5 単位	
生態系の科学	1.5 単位	
最先端地球科学	1 単位	

	世界建築史 日本建築史 コンピュータープログラミング入門	2 単位 2 単位 1 単位		
サイバー セキュリティ 科目	サイバーセキュリティ基礎論	1 単位	1 単位	1 単位
健康・ スポーツ 科目	健康・スポーツ科学演習	1 単位	1 単位	1 単位
	身体運動科学実習 I 身体運動科学実習 II 身体運動科学実習 III 身体運動科学実習 IV 健康・スポーツ科学講義 I A 健康・スポーツ科学講義 II	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位		
総 合 科 目	アカデミック・フロンティア I アカデミック・フロンティア II 大学とは何か II 九州大学の歴史 II 女性学・男性学 I 女性学・男性学 II 社会連携活動論：ボランティア 社会連携活動論：インターンシップ Law in Everyday Life A Law in Everyday Life B バリアフリー支援入門 ユニバーサルデザイン研究 アクセシビリティ入門 アクセシビリティ支援入門 アクセシビリティ基礎 人と人をつなぐ技法 コミュニケーション入門 体験してわかる自然科学 健康疫学・内科学から見たキャンパスライフ 心理学・精神医学から見たキャンパスライフ アジア埋蔵文化財学 A アジア埋蔵文化財学 B 韓国・朝鮮研究の最前線 I 韓国・朝鮮研究の最前線 II グローバル社会を生きる I グローバル社会を生きる II 社会参加のための日本語教育 I 社会参加のための日本語教育 II フィールドに学ぶ A フィールドに学ぶ B 教育テスト論	1 単位 2 単位	1 単位	1 単位

	現代企業分析	1 単位		
	現代経済事情	1 単位		
	ことばの科学	1 単位		
	外国語プレゼンテーション	1 単位		
	水の科学	2 単位		
	医療倫理学 I	1 単位		
	医療倫理学 II	1 単位		
	バイオエシックス入門	1 単位		
	糸島の水と土と緑 I	1 単位		
	糸島の水と土と緑 II	1 単位		
	命のあり方・尊さと食の連関	2 単位		
	食肉加工の理論と実践	2 単位		
	先進的植物生産システム概論 I	1 単位		
	先進的植物生産システム概論 II	1 単位		
	農のための植物-環境系輸送現象論	1 単位		
	農のための最適環境制御	1 単位		
	食科学の新展開	1 単位		
	作物生産とフロンティア研究	1 単位		
	持続可能な農業生産・食料流通システム	1 単位		
	農業と微生物	1 単位		
	企業から見たサイバーセキュリティ	1 単位		
	サイバーセキュリティ演習	1 単位		
	セキュリティエンジニアリング演習 (サーバー構築編)	1 単位		
	セキュリティエンジニアリング演習 (ハードウェア設計編)	1 単位		
	セキュリティエンジニアリング演習 (IoTセキュリティ編)	1 単位		
	分子の科学	2 単位		
	「留学」考	1 単位		
	Contemporary American Society: A Sociological Introduction	1 単位		
	アイデア・ラボ I	2 単位		
	アントレプレナーシップ入門	2 単位		
	伊都キャンパスを科学する I (軌跡編)	1 単位		
	伊都キャンパスを科学する II (現在編)	1 単位		
	伊都キャンパスを科学する III (展望編)	1 単位		
	少人数セミナー 九州大学基幹教育科目履修規則 (平成 25 年度九大規則第 120 号) 第 3 条第 2 項の規定により定める授業科目	1 単位		
高 年 次 基 幹	科学の歴史 A	1 単位	2 単位	2 単位
	科学の歴史 B	1 単位		
	脳情報科学入門	1 単位		
	認知心理学	1 単位		
	Brain and Mind	1 単位		

教育科目	機械学習と人工知能	1 単位
	現代社会Ⅰ	2 単位
	現代社会Ⅱ	2 単位
	現代社会Ⅲ	2 単位
	現代史Ⅰ	2 単位
	現代史Ⅱ	2 単位
	現代史Ⅲ	2 単位
	現代史Ⅳ	2 単位
	E U 論基礎—制度と経済—	2 単位
	技術と産業・企業	2 単位
	金融と経済	2 単位
	サイバー空間デザイン	2 単位
	芸術学概論	1 単位
	音楽・音響論	2 単位
	デザインと観察	2 単位
	環境問題と自然科学	2 単位
	環境調和型社会の構築	2 単位
	グリーンケミストリー	2 単位
	自然災害と防災	2 単位
	生態系の構造と機能Ⅰ	1 単位
	生態系の構造と機能Ⅱ	1 単位
	男女共同参画	2 単位
	ボランティア活動Ⅰ	1 単位
	ボランティア活動Ⅱ	1 単位
	インターンシップⅠ	1 単位
	インターンシップⅡ	1 単位
	漢方医薬学	1 単位
	チーム医療演習	1 単位
	臨床イメージング	1 単位
	社会と健康	2 単位
	国際保健と医療	2 単位
	アクセシビリティマネジメント研究	2 単位
	地球の進化と環境	2 単位
	生物多様性と人間文化A	1 単位
	生物多様性と人間文化B	1 単位
	遺伝子組換え生物の利用と制御	2 単位
	バイオテクノロジー詳論	2 単位
	平和と安全の構築学	1 単位
	文化と社会の理論	2 単位
	東アジアと日本—その歴史と現在—	2 単位
	法文化学入門	2 単位
	法史学入門	2 単位
	ローマ法史	2 単位
	東アジアの政治と社会	2 単位
	プレゼンテーション基礎	1 単位
	レトリック基礎	1 単位
	共創発想法	2 単位
	データマイニングと情報可視化	1 単位

技術と倫理	1 単位	
医療における倫理	2 単位	
研究と倫理	1 単位	
社会と倫理	1 単位	
インフォームドコンセント	1 単位	
臨床倫理	1 単位	
アントレプレナーシップ・会計/ファイナンス 基礎	1 単位	
アントレプレナーシップ・戦略論基礎	1 単位	
アントレプレナーシップ・組織論基礎	1 単位	
アントレプレナーシップ・マーケティング基礎	1 単位	
事業創造デザイン特論 I	1 単位	
事業創造デザイン特論 II	1 単位	
社会統計学 A	1 単位	
社会統計学 B	1 単位	
社会調査法 I A	1 単位	
社会調査法 I B	1 単位	
社会調査法 II A	1 単位	
社会調査法 II B	1 単位	
教育学特論	2 単位	
教育心理学特論（教育・学校心理学）	2 単位	
日本国憲法	2 単位	
九州大学基幹教育科目履修規則（平成 25 年度 九大規則第 120 号）第 3 条第 2 項の規定によ り定める授業科目		

上記に掲げる最低修得単位のほか、基幹教育科目の授業科目のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目、別表第 2 に掲げる専攻教育科目（在籍するコースの専攻教育科目を除く。）のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目又は他学部の専攻教育科目から、5.5 単位以上修得しなければならない。

(備考)

- 1 「日本語Ⅱ」～「日本語Ⅶ」については、外国人留学生を対象とする授業科目として開設し、第 2 外国語として最低修得単位数に含めることができる。
- 2 「微分積分学」の 1.5 単位又は「微分積分学・同演習 A」及び「微分積分学・同演習 B」の合計 3 単位を修得しなければならない。
- 3 「線形代数」の 1.5 単位又は「線形代数学・同演習 A」及び「線形代数学・同演習 B」の合計 3 単位を修得しなければならない。
- 4 インダストリアルデザインコースの学生は、「空間表現実習Ⅱ」を修得しなければならない。

別表第2 (専攻教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数)

デザインリテラシー科目、コース基礎科目及び深化・展開科目

区分	科目群	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
デザインリテラシー科目	デザインリテラシー基礎	デザインリテラシー基礎	1 単位	1 単位	8 単位
	基礎造形	基礎造形Ⅰ 基礎造形Ⅱ	1 単位 1 単位	2 単位	
		基礎造形Ⅲ 基礎造形Ⅳ	1 単位 1 単位		
	人間とデザイン	文化とデザイン 社会とデザイン 人間科学とデザイン 科学技術とデザイン	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位	1 単位	
	デザイン論	デザイン論Ⅰ デザイン論Ⅱ デザイン・ケーススタディⅠ デザイン・ケーススタディⅡ	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位	1 単位	
コース基礎科目		環境設計基礎Ⅰ 環境設計基礎Ⅱ 空間デザイン実習 環境設計プロジェクトA 環境設計プロジェクトB 空間情報分析実習Ⅰ 空間情報分析実習Ⅱ	1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位		※備考 1 参照
		インダストリアルデザイン基礎Ⅰ インダストリアルデザイン基礎Ⅱ プロダクトデザイン概論 ライフスケープデザイン概論 サービスデザイン概論 人間工学概論	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位		
		未来構想デザイン概論 視覚芸術基礎 コンセプト論 デザインスケッチ 社会と多様性	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位		

	環境と持続可能性 クリティカルシンキング プログラミング基礎 情報科学 I 生命科学入門 I	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位		
	メディアデザイン概論 I メディアデザイン概論 II メディアデザイン概論 III メディア表現基礎 メディアプログラミング	1 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位		
	聴覚生理学 聴覚心理学 音文化論 音響理論演習 I 音響理論演習 II 音響信号処理 デジタル信号処理	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位		
深化・展開科目	次の(1)～(4)に掲げる授業科目 (1) 所属コースのコース専門科目のうち、最低修得単位数（合計最低修得単位数の指定がある場合は合計最低修得単位数をいう。以下同じ。）を超えて修得する授業科目 (2) 所属コースのコース演習科目（PBL）のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目 (3) 所属コース以外のコース専門科目 (4) 所属コース以外のコース演習科目（PBL）	※備考 2 参照	1 2 単位	
(備考) 1 コース基礎科目については、環境設計コースの学生は 10 単位、インダストリアルデザインコースの学生は 7 単位、未来構想デザインコースの学生は 10 単位、メディアデザインコースの学生は 7 単位、音響設計コースの学生は 14 単位を修得しなければならない。 2 深化・展開科目については、環境設計コース、メディアデザインコース及び音響設計コースの学生は(3)又は(4)の授業科目から 4 単位以上、インダストリアルデザインコース及び未来構想デザインコースの学生は(3)又は(4)の授業科目から 8 単位以上を修得しなければならない。				

環境設計コース

区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
コース専門科目	構造理論 I	1 単位	2 単位	30 単位

構造理論Ⅱ	1 単位	
構造システム論Ⅰ	1 単位	
構造システム論Ⅱ	1 単位	
環境材料論Ⅰ	1 単位	4 単位
環境材料論Ⅱ	1 単位	
環境構法論	2 単位	
構法設計論	2 単位	
建築生産	2 単位	
環境調整システム論	2 単位	4 単位
環境情報論Ⅰ	1 単位	
環境情報論Ⅱ	1 単位	
設備計画論	2 単位	
環境テクノロジー実習 A	1 単位	
環境テクノロジー実習 B	1 単位	
建築デザイン計画論	2 単位	4 単位
建築空間設計論	2 単位	
都市環境設計論	2 単位	
西洋建築史	1 単位	4 単位
近代建築史	1 単位	
環境文化財論	2 単位	
日本建築史	2 単位	
歴史環境実習	1 単位	
環境保全論	2 単位	4 単位
緑地環境設計論	2 単位	
ランドスケープデザイン論	2 単位	
緑地環境実習	1 単位	
建築法規	1 単位	
環境社会デザイン論	1 単位	
データ解析	1 単位	
物質文化論	1 単位	
ファシリテーション	1 単位	
環境倫理学	1 単位	
芸術コミュニケーション論	1 単位	
アーツマネジメント論	1 単位	
Design Pitching Skills	1 単位	
Start-ups and Global Disruptors	1 単位	
Intellectual Property Rights : Global Perspective	1 単位	
Global Design Innovations	1 単位	
国際環境デザイン AⅠ	1 単位	
国際環境デザイン AⅡ	1 単位	
国際環境デザイン AⅢ	1 単位	

	国際環境デザイン A IV 国際環境デザイン B I 国際環境デザイン B II 国際環境デザイン B III 国際環境デザイン B IV インターンシップ (学部) I インターンシップ (学部) II	1 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位		
コース演習科目 (PBL)	環境設計プロジェクト C 環境設計プロジェクト D 環境設計プロジェクト E 環境設計プロジェクト F 環境設計プロジェクト G 環境設計プロジェクト H 環境総合プロジェクト A 環境総合プロジェクト B	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位	8 単位	12 単位
融合プロジェクト・ブ ラットフォーム	コース融合プロジェクト A コース融合プロジェクト B	4 単位 4 単位		
卒業研究・設計	卒業研究 I 卒業研究 II	4 単位 4 単位		8 単位

インダストリアルデザインコース

区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数
コース専門科目	プロダクトデザイン実践論 ライフスケープデザイン実践論 サービスデザイン実践論 イノベーションデザイン論・演習 I イノベーションデザイン論・演習 II ライフスケープデザイン実践論・演習 I ライフスケープデザイン実践論・演習 II ソーシャルデザイン論・演習 I ソーシャルデザイン論・演習 II クリエイティブデザイン演習 福祉人間工学 データ解析 環境人間工学 環境生理学 感性科学 行動生理学 生活機能支援科学 データマイニング I データマイニング II	1 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位	21 単位

	生理人類学 生体情報処理論 人間工学先端セミナー リサーチリテラシー Design Pitching Skills Start-ups and Global Disruptors Intellectual Property Rights : Global Perspective Global Design Innovations 国際インダストリアルデザイン A I 国際インダストリアルデザイン A II 国際インダストリアルデザイン A III 国際インダストリアルデザイン A IV 国際インダストリアルデザイン B I 国際インダストリアルデザイン B II 国際インダストリアルデザイン B III 国際インダストリアルデザイン B IV インターンシップ (学部) I インターンシップ (学部) II	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位	
コース演習科目 (PBL)	プロダクトデザイン実践論・演習 I プロダクトデザイン実践論・演習 II ライフスケープデザイン論・演習 I ライフスケープデザイン論・演習 II ビジネスデザイン論・演習 I ビジネスデザイン論・演習 II 人間工学演習 I 人間工学演習 II 人間工学プロジェクト演習 フィールド調査論・演習	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 4 単位 4 単位 4 単位 4 単位	24 単位
融合プロジェクト・ブ ラットフォーム	コース融合プロジェクト A コース融合プロジェクト B	4 単位 4 単位	
卒業研究・設計	卒業研究 I 卒業研究 II	4 単位 4 単位	8 単位

未来構想デザインコース

区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数
コース専門科目	芸術表現論 西洋美術史 芸術文化論 芸術環境論 身体表現演習 I 身体表現演習 II	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位	30 単位

応用音楽表現演習 I	1 単位
応用音楽表現演習 II	1 単位
先端芸術表現論	1 単位
デザイン哲学	1 単位
デザイン美学	1 単位
デザイン編集論・演習	1 単位
デザイン材料論・演習	1 単位
バイオアート&デザイン論・演習	1 単位
未来デザイン方法論	1 単位
デザイン要素論・演習	1 単位
デザイン設計論・演習	1 単位
デザイン実装論・演習	1 単位
環境倫理学	1 単位
物質文化論	1 単位
グローバル化と伝統的社会	1 単位
環境社会デザイン論	1 単位
価値と政策	1 単位
表象文化論	1 単位
芸術コミュニケーション論	1 単位
アーツマネジメント論	1 単位
教育における多様性	1 単位
質的社会調査法	1 単位
ファシリテーション	1 単位
アート・デザイン・ライティング演習	1 単位
主観評価法	2 単位
フィジカルコンピューティングと IoT	1 単位
ウェブサービスデザイン	2 単位
データ解析	1 単位
プログラミング設計	1 単位
シミュレーション数理	1 単位
シミュレーション演習	1 単位
情報科学 II	1 単位
情報科学 III	1 単位
データマイニング I	1 単位
データマイニング II	1 単位
先端情報生命科学 I	1 単位
先端情報生命科学 II	1 単位
生命科学入門 II	1 単位
生命科学実習	1 単位
知覚心理学	2 単位
Design Pitching Skills	1 単位
Start-ups and Global Disruptors	1 単位
Intellectual Property Rights : Global Perspective	1 単位
Global Design Innovations	1 単位
国際未来構想デザイン A I	1 単位
国際未来構想デザイン A II	1 単位
国際未来構想デザイン A III	1 単位

	国際未来構想デザイン A IV 国際未来構想デザイン B I 国際未来構想デザイン B II 国際未来構想デザイン B III 国際未来構想デザイン B IV インターンシップ (学部) I インターンシップ (学部) II	1 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位	
コース演習科目 (PBL)	共通課題 PBL 演習 A 共通課題 PBL 演習 B プラットフォーム演習 A プラットフォーム演習 B プラットフォーム演習 C プラットフォーム演習 D	4 単位 4 単位 4 単位 4 単位 4 単位 4 単位	8 単位
融合プロジェクト・プラットフォーム	コース融合プロジェクト A コース融合プロジェクト B	4 単位 4 単位	4 単位
卒業研究・設計	卒業研究 I 卒業研究 II	4 単位 4 単位	8 単位

メディアデザインコース

区分	授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数	合計最低 修得単位 数
コース専門科目	ゲームデザイン 映像表現 アニメーション表現 芸術論 数理造形 タイポグラフィックデザイン グラフィックデザイン 広告クリエイティブデザイン 情報デザイン	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位	9 単位	25 単位
	インタラクティブデザイン メカニクスデザイン バーチャルリアリティ コンピュータグラフィックス ウェブサービスデザイン コンピュータビジョン メディア情報処理 コンテンツ工学 フィジカルコンピューティングと IoT	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位	8 単位	

	視覚心理学 色彩学 心理学的思考法 言葉とコミュニケーション 演劇文化論 知的財産法	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位	8単位	
	知覚心理学 主観評価法 Design Pitching Skills Start-ups and Global Disruptors Intellectual Property Rights : Global Perspective Global Design Innovations 国際メディアデザイン A I 国際メディアデザイン A II 国際メディアデザイン A III 国際メディアデザイン A IV 国際メディアデザイン B I 国際メディアデザイン B II 国際メディアデザイン B III 国際メディアデザイン B IV インターンシップ (学部) I インターンシップ (学部) II	2単位 2単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 2単位 2単位 2単位 2単位 1単位 1単位		
コース演習科目 (PBL)	メディアデザイン総合プロジェクト I メディアデザイン総合プロジェクト II	2単位 2単位	4単位	20単位
	コンテンツデザイン演習 I コンテンツデザイン演習 II 造形表現演習 数理造形と表現演習 コミュニケーションデザイン演習 I コミュニケーションデザイン演習 II コンテンツインタラクション演習 実世界インタラクション演習 クリエーティブ発想演習 クリエーティブプロトタイプング演習 メディアサイエンス演習 I メディアサイエンス演習 II 比較演劇・メディア文化演習 知的財産マネジメント演習	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位		
融合プロジェクト・プラットフォーム	コース融合プロジェクト A コース融合プロジェクト B	4単位 4単位		
卒業研究・設計	卒業研究 I 卒業研究 II	4単位 4単位		8単位

音響設計コース

区分	授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数	合計最低 修得単位 数
コース専門科目	知覚心理学 主観評価法 電気工学 電子工学 情報理論 データ解析 データマイニングⅠ データマイニングⅡ	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 1単位 1単位 1単位	2単位	22単位
	質的社会調査法 比較音楽理論 西洋音楽史 音文化論演習 芸術コミュニケーション論 音楽学	1単位 2単位 2単位 2単位 1単位 2単位		
	聴覚認知論 音声情報学 デジタル信号処理演習 音響メディア工学 音響メディア工学演習	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位		
	応用音響理論 音響機器論 騒音環境学 非線形理論 楽器音響学 室内音響学	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位		
	Design Pitching Skills Start-ups and Global Disruptors Intellectual Property Rights : Global Perspective Global Design Innovations 国際音響デザイン AⅠ 国際音響デザイン AⅡ 国際音響デザイン AⅢ 国際音響デザイン AⅣ 国際音響デザイン BⅠ 国際音響デザイン BⅡ	1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 2単位 2単位		

	国際音響デザイン B III 国際音響デザイン B IV インターンシップ (学部) I インターンシップ (学部) II	2 単位 2 単位 1 単位 1 単位		
コース演習科目 (PBL)	音楽理論表現演習 音響実験 I 音響実験 II	2 単位 2 単位 3 単位	7 単位	16 単位
	聴能形成 I 聴能形成 II 音響プログラミング演習 電気実験 応用音楽表現演習 I 応用音楽表現演習 II 音響生成演習 收音音響構成 環境音響構成	1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 2 単位		
融合プロジェクト・ブ ラットフォーム	コース融合プロジェクト A コース融合プロジェクト B	4 単位 4 単位		
卒業研究・設計	卒業研究 I 卒業研究 II	4 単位 4 単位		8 単位

九州大学芸術工学部規則の一部を改正する規則（案）

令和元年度九大規則第 号

制定：令和2年 月 日

芸術工学部を1学科5コース制に改組することに伴い、九州大学芸術工学部規則（平成16年度九大規則第116号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p style="text-align: center;"><u>(コース)</u></p> <p>第1条の3 <u>芸術工学部の芸術工学科に次の</u> <u>コースを置く。</u></p> <p><u>環境設計コース</u> <u>インダストリアルデザインコース</u> <u>未来構想デザインコース</u> <u>メディアデザインコース</u> <u>音響設計コース</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第5条 芸術工学部における教育課程は、基 幹教育科目及び専攻教育科目により編成す るものとする。</p> <p>2 基幹教育科目に関する授業科目、単位数 及び最低修得単位数は、別表第1のとおり とする。</p> <p>3 専攻教育科目に関する授業科目、<u>単位数</u> <u>及び最低修得単位数</u>は、別表第2のとおり とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第1 <u>(別紙のとおり)</u></p> <p>別表第2 <u>(別紙のとおり)</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 専攻教育科目に関する授業科目<u>及び単位</u> <u>数</u>は、別表第2のとおりとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第1 <u>(別紙のとおり)</u></p> <p>別表第2 <u>(別紙のとおり)</u></p>

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の九州大学芸術工学部規則は、令和2年4月1日に本学部に入学者から適用し、令和2年3月31日に本学部_に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

(別紙)

新

別表第1 (基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数)

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
(略)				
言語文化科目	(略) 専門英語	(略) 1 単位	(略)	(略)
	(略) フランス語Ⅲ	(略) 1 単位	(略)	(略)
	(略) スペイン語フォーラム	(略) 1 単位	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
言語文化自由選択科目	(略) 入門ドイツ語Ⅱ	(略) 2 単位	(略)	(略)
	(略) 中国語オーラル・リスニング演習Ⅱ	(略) 2 単位	(略)	(略)
	(略) 韓国語表現・読解演習Ⅱ	(略) 2 単位	(略)	(略)
文系ディシプリン科目	(略) 芸術学入門	(略) 2 単位	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

理 系 デ ィ シ プ リ ン 科 目	数理統計学	1.5 単位	7 単位	18 単位
	デザイン史	2 単位		
	情報科学	1.5 単位		
	自然科学総合実験 (基礎)	1 単位		
	自然科学総合実験 (発展)	1 単位		
	微分積分学	1.5 単位	※備考2参 照	
	微分積分学・同演習A	1.5 単位		
	微分積分学・同演習B	1.5 単位		
	線形代数	1.5 単位	※備考3参 照	
	線形代数学・同演習A	1.5 単位		
	線形代数学・同演習B	1.5 単位		
	物理学概論A	1.5 単位	5 単位 ※備考4参 照	
	物理学概論B	1.5 単位		
	物理学概論A演習	1 単位		
	物理学概論B演習	1 単位		
	基幹物理学 I A	1.5 単位		
	基幹物理学 I B	1.5 単位		
	基幹物理学 I A演習	1 単位		
	基幹物理学 I B演習	1 単位		
	基礎化学	1.5 単位		
無機物質化学	1.5 単位			
有機物質化学	1.5 単位			
基礎化学結合論	1.5 単位			
基礎化学熱力学	1.5 単位			
基礎生物学概要	1.5 単位			
細胞生物学	1.5 単位			
集団生物学	1.5 単位			
地球と宇宙の科学	1 単位			
地球科学	1 単位			
デザイン思考	1 単位			
図形科学	1.5 単位			
空間表現実習 I	2 単位			
空間表現実習 II	2 単位			
プログラミング演習	1 単位			

	社会と数理科学	1 単位		
	(略)	(略)		
	微分積分学・同演習Ⅲ	1.5 単位		
	(略)	(略)		
	数学演習Ⅱ	1 単位		
	身の回りの物理学A	1 単位		
	(略)	(略)		
	身の回りの化学	1 単位		
	(略)	(略)		
	生命の科学B	1 単位		
	分子生物学	1.5 単位		
	生態系の科学	1.5 単位		
	最先端地球科学	1 単位		
	世界建築史	2 単位		
	日本建築史	2 単位		
	コンピュータープログラミング入門	1 単位		
(略)				
目 健康・ スポーツ 科	(略)			
	(略)	(略)		
	健康・スポーツ科学講義ⅠA	1 単位		
	(略)	(略)		
目 総合 科	(略)	(略)	<u>1 単位</u>	<u>1 単位</u>
	アカデミック・フロンティアⅡ	1 単位		

	大学とは何かⅡ (略) 女性学・男性学Ⅱ (略) バイオエシックス入門 (略) 先進的植物生産システム概論Ⅱ (略)	1 単位 (略) 1 単位 (略) 1 単位 (略) 1 単位 (略)		
	(略)			
高 年 次 基 幹 教 育 科 目	(略) 科学の歴史 B (略) 現代社会Ⅲ (略) 技術と産業・企業 (略) チーム医療演習 (略) 共創発想法 (略) インフォームドコンセント (略) 事業創造デザイン特論Ⅱ (略)	(略) 1 単位 (略) 2 単位 (略) 2 単位 (略) 1 単位 (略) 2 単位 (略) 1 単位 (略) 1 単位 (略)	(略)	(略)

上記に掲げる最低修得単位のほか、基幹教育科目の授業科目のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目、別表第2に掲げる専攻教育科目（在籍するコースの専攻教育科目を除く。）のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目又は他学部の専攻教育科目から、5.5単位以上修得しなければならない。

(備考)

- 1 「日本語Ⅱ」～「日本語Ⅶ」については、外国人留学生を対象とする授業科目として開設し、第2外国語として最低修得単位数に含めることができる。
- 2 「微分積分学」の1.5単位又は「微分積分学・同演習A」及び「微分積分学・同演習B」の合計3単位を修得しなければならない。
- 3 「線形代数」の1.5単位又は「線形代数学・同演習A」及び「線形代数学・同演習B」の合計3単位を修得しなければならない。
- 4 インダストリアルデザインコースの学生は、「空間表現実習Ⅱ」を修得しなければならない。

別表第2（専攻教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数）

デザインリテラシー科目、コース基礎科目及び深化・展開科目

科目区分	科目群	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
デザインリテラシー科目	デザインリテラシー基礎	デザインリテラシー基礎	1単位	1単位	8単位
	基礎造形	基礎造形Ⅰ	1単位	2単位	
		基礎造形Ⅱ	1単位		
		基礎造形Ⅲ 基礎造形Ⅳ	1単位 1単位		
人間とデザイン	文化とデザイン 社会とデザイン 人間科学とデザイン 科学技術とデザイン	1単位 1単位 1単位 1単位	1単位		

	デザイン論	デザイン論Ⅰ デザイン論Ⅱ デザイン・ケーススタディⅠ デザイン・ケーススタディⅡ	1単位 1単位 1単位 1単位	1単位	
コース基礎科目		環境設計基礎Ⅰ 環境設計基礎Ⅱ 空間デザイン実習 環境設計プロジェクトA 環境設計プロジェクトB 空間情報分析実習Ⅰ 空間情報分析実習Ⅱ	1単位 1単位 2単位 2単位 2単位 1単位 1単位		※備考1参照
		インダストリアルデザイン基礎Ⅰ インダストリアルデザイン基礎Ⅱ プロダクトデザイン概論 ライフスケープデザイン概論 サービスデザイン概論 人間工学概論	1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 2単位		
		未来構想デザイン概論 視覚芸術基礎 コンセプト論 デザインスケッチ 社会と多様性 環境と持続可能性 クリティカルシンキング プログラミング基礎 情報科学Ⅰ 生命科学入門Ⅰ	1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位		
		メディアデザイン概論Ⅰ メディアデザイン概論Ⅱ メディアデザイン概論Ⅲ メディア表現基礎 メディアプログラミング	1単位 1単位 1単位 2単位 2単位		

	聴覚生理学 聴覚心理学 音文化論 音響理論演習Ⅰ 音響理論演習Ⅱ 音響信号処理 デジタル信号処理	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位		
深化・展開科目	次の(1)～(4)に掲げる授業科目 (1) 所属コースのコース専門科目のうち、最低修得単位数(合計最低修得単位数の指定がある場合は合計最低修得単位数をいう。以下同じ。)を超えて修得する授業科目 (2) 所属コースのコース演習科目(PBL)のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目 (3) 所属コース以外のコース専門科目 (4) 所属コース以外のコース演習科目(PBL)		※備考2 参照	12単位
(備考)				
1 コース基礎科目については、環境設計コースの学生は10単位、インダストリアルデザインコースの学生は7単位、未来構想デザインコースの学生は10単位、メディアデザインコースの学生は7単位、音響設計コースの学生は14単位を修得しなければならない。				
2 深化・展開科目については、環境設計コース、メディアデザインコース及び音響設計コースの学生は(3)又は(4)の授業科目から4単位以上、インダストリアルデザインコース及び未来構想デザインコースの学生は(3)又は(4)の授業科目から8単位以上を修得しなければならない。				

環境設計コース

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
コース専門科目	構造理論Ⅰ	1単位	2単位	30単位
	構造理論Ⅱ	1単位		
	構造システム論Ⅰ	1単位		
	構造システム論Ⅱ	1単位		

<u>環境材料論 I</u>	<u>1 単位</u>	<u>4 単位</u>
<u>環境材料論 II</u>	<u>1 単位</u>	
<u>環境構法論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>構法設計論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>建築生産</u>	<u>2 単位</u>	
<u>環境調整システム論</u>	<u>2 単位</u>	<u>4 単位</u>
<u>環境情報論 I</u>	<u>1 単位</u>	
<u>環境情報論 II</u>	<u>1 単位</u>	
<u>設備計画論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>環境テクノロジー実習A</u>	<u>1 単位</u>	
<u>環境テクノロジー実習B</u>	<u>1 単位</u>	
<u>建築デザイン計画論</u>	<u>2 単位</u>	<u>4 単位</u>
<u>建築空間設計論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>都市環境設計論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>西洋建築史</u>	<u>1 単位</u>	<u>4 単位</u>
<u>近代建築史</u>	<u>1 単位</u>	
<u>環境文化財論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>日本建築史</u>	<u>2 単位</u>	
<u>歴史環境実習</u>	<u>1 単位</u>	
<u>環境保全論</u>	<u>2 単位</u>	<u>4 単位</u>
<u>緑地環境設計論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>ランドスケープデザイン論</u>	<u>2 単位</u>	
<u>緑地環境実習</u>	<u>1 単位</u>	

	<u>建築法規</u> <u>環境社会デザイン論</u> <u>データ解析</u> <u>物質文化論</u> <u>ファシリテーション</u> <u>環境倫理学</u> <u>芸術コミュニケーション論</u> <u>アーツマネジメント論</u> <u>Design Pitching Skills</u> <u>Start-ups and Global Disruptors</u> <u>Intellectual Property Rights : Global Perspective</u> <u>Global Design Innovations</u> <u>国際環境デザインA I</u> <u>国際環境デザインA II</u> <u>国際環境デザインAIII</u> <u>国際環境デザインAIV</u> <u>国際環境デザインB I</u> <u>国際環境デザインB II</u> <u>国際環境デザインBIII</u> <u>国際環境デザインBIV</u> <u>インターンシップ (学部) I</u> <u>インターンシップ (学部) II</u>	<u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u>		
<u>コース演習科目</u> <u>(PBL)</u>	<u>環境設計プロジェクトC</u> <u>環境設計プロジェクトD</u> <u>環境設計プロジェクトE</u> <u>環境設計プロジェクトF</u> <u>環境設計プロジェクトG</u> <u>環境設計プロジェクトH</u> <u>環境総合プロジェクトA</u> <u>環境総合プロジェクトB</u>	<u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u>	<u>8 単位</u>	<u>1 2 単位</u>
<u>融合プロジェクト</u> <u>・プラットフォーム</u> <u>△</u>	<u>コース融合プロジェクトA</u> <u>コース融合プロジェクトB</u>	<u>4 単位</u> <u>4 単位</u>		

卒業研究・設計	卒業研究Ⅰ	4単位		8単位
	卒業研究Ⅱ	4単位		

インダストリアルデザインコース

区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数
コース専門科目	プロダクトデザイン実践論	1単位	21単位
	ライフスケープデザイン実践論	1単位	
	サービスデザイン実践論	1単位	
	イノベーションデザイン論・演習Ⅰ	2単位	
	イノベーションデザイン論・演習Ⅱ	2単位	
	ライフスケープデザイン実践論・演習Ⅰ	2単位	
	ライフスケープデザイン実践論・演習Ⅱ	2単位	
	ソーシャルデザイン論・演習Ⅰ	2単位	
	ソーシャルデザイン論・演習Ⅱ	2単位	
	クリエイティブデザイン演習	2単位	
	福祉人間工学	1単位	
	データ解析	1単位	
	環境人間工学	1単位	
	環境生理学	1単位	
	感性科学	1単位	
	行動生理学	1単位	
	生活機能支援科学	1単位	
	データマイニングⅠ	1単位	
	データマイニングⅡ	1単位	
	生理人類学	1単位	
	生体情報処理論	1単位	
	人間工学先端セミナー	1単位	
	リサーチリテラシー	1単位	
	Design Pitching Skills	1単位	
	Start-ups and Global Disruptors	1単位	
	Intellectual Property Rights : Global Perspective	1単位	
	Global Design Innovations	1単位	
	国際インダストリアルデザインAⅠ	1単位	
	国際インダストリアルデザインAⅡ	1単位	

	<u>国際インダストリアルデザインAⅢ</u> <u>国際インダストリアルデザインAⅣ</u> <u>国際インダストリアルデザインBⅠ</u> <u>国際インダストリアルデザインBⅡ</u> <u>国際インダストリアルデザインBⅢ</u> <u>国際インダストリアルデザインBⅣ</u> <u>インターンシップ（学部）Ⅰ</u> <u>インターンシップ（学部）Ⅱ</u>	<u>1単位</u> <u>1単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>1単位</u> <u>1単位</u>	
<u>コース演習科目</u> <u>（PBL）</u>	<u>プロダクトデザイン実践論・演習Ⅰ</u> <u>プロダクトデザイン実践論・演習Ⅱ</u> <u>ライフスケープデザイン論・演習Ⅰ</u> <u>ライフスケープデザイン論・演習Ⅱ</u> <u>ビジネスデザイン論・演習Ⅰ</u> <u>ビジネスデザイン論・演習Ⅱ</u> <u>人間工学演習Ⅰ</u> <u>人間工学演習Ⅱ</u> <u>人間工学プロジェクト演習</u> <u>フィールド調査論・演習</u>	<u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>4単位</u> <u>4単位</u> <u>4単位</u> <u>4単位</u>	<u>24単位</u>
<u>融合プロジェクト</u> <u>・プラットフォーム</u>	<u>コース融合プロジェクトA</u> <u>コース融合プロジェクトB</u>	<u>4単位</u> <u>4単位</u>	
<u>卒業研究・設計</u>	<u>卒業研究Ⅰ</u> <u>卒業研究Ⅱ</u>	<u>4単位</u> <u>4単位</u>	<u>8単位</u>

未来構想デザインコース

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数
<u>コース専門科目</u>	<u>芸術表現論</u> <u>西洋美術史</u> <u>芸術文化論</u> <u>芸術環境論</u> <u>身体表現演習Ⅰ</u> <u>身体表現演習Ⅱ</u> <u>応用音楽表現演習Ⅰ</u> <u>応用音楽表現演習Ⅱ</u>	<u>1単位</u> <u>1単位</u> <u>1単位</u> <u>1単位</u> <u>1単位</u> <u>1単位</u> <u>1単位</u> <u>1単位</u>	<u>30単位</u>

<u>先端芸術表現論</u>	<u>1 単位</u>
<u>デザイン哲学</u>	<u>1 単位</u>
<u>デザイン美学</u>	<u>1 単位</u>
<u>デザイン編集論・演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>デザイン材料論・演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>バイオアート&デザイン論・演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>未来デザイン方法論</u>	<u>1 単位</u>
<u>デザイン要素論・演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>デザイン設計論・演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>デザイン実装論・演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>環境倫理学</u>	<u>1 単位</u>
<u>物質文化論</u>	<u>1 単位</u>
<u>グローバル化と伝統的社会</u>	<u>1 単位</u>
<u>環境社会デザイン論</u>	<u>1 単位</u>
<u>価値と政策</u>	<u>1 単位</u>
<u>表象文化論</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術コミュニケーション論</u>	<u>1 単位</u>
<u>アーツマネジメント論</u>	<u>1 単位</u>
<u>教育における多様性</u>	<u>1 単位</u>
<u>質的社会調査法</u>	<u>1 単位</u>
<u>ファシリテーション</u>	<u>1 単位</u>
<u>アート・デザイン・ライティング演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>主観評価法</u>	<u>2 単位</u>
<u>フィジカルコンピューティングとIoT</u>	<u>1 単位</u>
<u>ウェブサービスデザイン</u>	<u>2 単位</u>
<u>データ解析</u>	<u>1 単位</u>
<u>プログラミング設計</u>	<u>1 単位</u>
<u>シミュレーション数理</u>	<u>1 単位</u>
<u>シミュレーション演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>情報科学Ⅱ</u>	<u>1 単位</u>
<u>情報科学Ⅲ</u>	<u>1 単位</u>
<u>データマイニングⅠ</u>	<u>1 単位</u>
<u>データマイニングⅡ</u>	<u>1 単位</u>
<u>先端情報生命科学Ⅰ</u>	<u>1 単位</u>
<u>先端情報生命科学Ⅱ</u>	<u>1 単位</u>
<u>生命科学入門Ⅱ</u>	<u>1 単位</u>

	<u>生命科学実習</u> <u>知覚心理学</u> <u>Design Pitching Skills</u> <u>Start-ups and Global Disruptors</u> <u>Intellectual Property Rights : Global Perspective</u> <u>Global Design Innovations</u> <u>国際未来構想デザインA I</u> <u>国際未来構想デザインA II</u> <u>国際未来構想デザインA III</u> <u>国際未来構想デザインA IV</u> <u>国際未来構想デザインB I</u> <u>国際未来構想デザインB II</u> <u>国際未来構想デザインB III</u> <u>国際未来構想デザインB IV</u> <u>インターンシップ (学部) I</u> <u>インターンシップ (学部) II</u>	<u>1 単位</u> <u>2 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u>	
<u>コース演習科目</u> <u>(PBL)</u>	<u>共通課題PBL演習A</u> <u>共通課題PBL演習B</u> <u>プラットフォーム演習 A</u> <u>プラットフォーム演習 B</u> <u>プラットフォーム演習 C</u> <u>プラットフォーム演習 D</u>	<u>4 単位</u> <u>4 単位</u> <u>4 単位</u> <u>4 単位</u> <u>4 単位</u> <u>4 単位</u>	<u>8 単位</u>
<u>融合プロジェクト</u> <u>・プラットフォーム</u>	<u>コース融合プロジェクトA</u> <u>コース融合プロジェクトB</u>	<u>4 単位</u> <u>4 単位</u>	<u>4 単位</u>
<u>卒業研究・設計</u>	<u>卒業研究 I</u> <u>卒業研究 II</u>	<u>4 単位</u> <u>4 単位</u>	<u>8 単位</u>

メディアデザインコース

<u>区分</u>	<u>授 業 科 目</u>	<u>単位数</u>	<u>最低修得 単位数</u>	<u>合計最低修 得単位数</u>
-----------	----------------	------------	---------------------	-----------------------

コース専門科目	<u>ゲームデザイン</u>	<u>2単位</u>	<u>9単位</u>	<u>25単位</u>
	<u>映像表現</u>	<u>2単位</u>		
	<u>アニメーション表現</u>	<u>2単位</u>		
	<u>芸術論</u>	<u>2単位</u>		
	<u>数理造形</u>	<u>2単位</u>		
	<u>タイポグラフィックデザイン</u>	<u>1単位</u>		
	<u>グラフィックデザイン</u>	<u>1単位</u>		
	<u>広告クリエイティブデザイン</u>	<u>1単位</u>		
	<u>情報デザイン</u>	<u>2単位</u>		
	<u>インタラクティブデザイン</u>	<u>2単位</u>	<u>8単位</u>	
	<u>メカニクスデザイン</u>	<u>2単位</u>		
	<u>バーチャルリアリティ</u>	<u>2単位</u>		
	<u>コンピュータグラフィックス</u>	<u>2単位</u>		
	<u>ウェブサービスデザイン</u>	<u>2単位</u>		
	<u>コンピュータビジョン</u>	<u>2単位</u>		
	<u>メディア情報処理</u>	<u>2単位</u>		
	<u>コンテンツ工学</u>	<u>2単位</u>		
	<u>フィジカルコンピューティングとIoT</u>	<u>1単位</u>		
	<u>視覚心理学</u>	<u>2単位</u>	<u>8単位</u>	
	<u>色彩学</u>	<u>2単位</u>		
	<u>心理学的思考法</u>	<u>2単位</u>		
	<u>言葉とコミュニケーション</u>	<u>2単位</u>		
	<u>演劇文化論</u>	<u>2単位</u>		
	<u>知的財産法</u>	<u>2単位</u>		

	<u>知覚心理学</u> <u>主観評価法</u> <u>Design Pitching Skills</u> <u>Start-ups and Global Disruptors</u> <u>Intellectual Property Rights : Global Perspective</u> <u>Global Design Innovations</u> <u>国際メディアデザインA I</u> <u>国際メディアデザインA II</u> <u>国際メディアデザインA III</u> <u>国際メディアデザインA IV</u> <u>国際メディアデザインB I</u> <u>国際メディアデザインB II</u> <u>国際メディアデザインB III</u> <u>国際メディアデザインB IV</u> <u>インターンシップ (学部) I</u> <u>インターンシップ (学部) II</u>	<u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u>		
<u>コース演習科目</u> <u>(PBL)</u>	<u>メディアデザイン総合プロジェクト I</u> <u>メディアデザイン総合プロジェクト II</u>	<u>2 単位</u> <u>2 単位</u>	<u>4 単位</u>	<u>20 単位</u>
	<u>コンテンツデザイン演習 I</u> <u>コンテンツデザイン演習 II</u> <u>造形表現演習</u> <u>数理造形と表現演習</u> <u>コミュニケーションデザイン演習 I</u> <u>コミュニケーションデザイン演習 II</u> <u>コンテンツインタラクション演習</u> <u>実世界インタラクション演習</u> <u>クリエイティブ発想演習</u> <u>クリエイティブプロトタイピング演習</u> <u>メディアサイエンス演習 I</u> <u>メディアサイエンス演習 II</u> <u>比較演劇・メディア文化演習</u> <u>知的財産マネジメント演習</u>	<u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u>		
<u>融合プロジェクト</u> <u>・プラットフォーム</u>	<u>コース融合プロジェクトA</u> <u>コース融合プロジェクトB</u>	<u>4 単位</u> <u>4 単位</u>		

<u>ム</u>				
卒業研究・設計	卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ	<u>4単位</u> <u>4単位</u>		<u>8単位</u>

音響設計コース

<u>区分</u>	<u>授 業 科 目</u>	<u>単位数</u>	<u>最低修得 単位数</u>	<u>合計最低修 得単位数</u>
コース専門科目	知覚心理学	<u>2単位</u>	<u>2単位</u>	<u>22単位</u>
	主観評価法	<u>2単位</u>		
	電気工学	<u>2単位</u>		
	電子工学	<u>2単位</u>		
	情報理論	<u>2単位</u>		
	データ解析	<u>1単位</u>		
	データマイニングⅠ	<u>1単位</u>		
	データマイニングⅡ	<u>1単位</u>		
	質的社会調査法	<u>1単位</u>	<u>2単位</u>	
	比較音楽理論	<u>2単位</u>		
	西洋音楽史	<u>2単位</u>		
	音文化論演習	<u>2単位</u>		
	芸術コミュニケーション論	<u>1単位</u>		
	音楽学	<u>2単位</u>		
	聴覚認知論	<u>2単位</u>		
	音声情報学	<u>2単位</u>		
	デジタル信号処理演習	<u>2単位</u>		
	音響メディア工学	<u>2単位</u>		
	音響メディア工学演習	<u>2単位</u>		
	応用音響理論	<u>2単位</u>	<u>2単位</u>	
	音響機器論	<u>2単位</u>		
	騒音環境学	<u>2単位</u>		
	非線形理論	<u>2単位</u>		
	楽器音響学	<u>2単位</u>		
	室内音響学	<u>2単位</u>		

	<u>Design Pitching Skills</u> <u>Start-ups and Global Disruptors</u> <u>Intellectual Property Rights : Global Perspective</u> <u>Global Design Innovations</u> <u>国際音響デザインA I</u> <u>国際音響デザインA II</u> <u>国際音響デザインA III</u> <u>国際音響デザインA IV</u> <u>国際音響デザインB I</u> <u>国際音響デザインB II</u> <u>国際音響デザインB III</u> <u>国際音響デザインB IV</u> <u>インターンシップ (学部) I</u> <u>インターンシップ (学部) II</u>	<u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u>		
<u>コース演習科目</u> <u>(PBL)</u>	<u>音楽理論表現演習</u> <u>音響実験 I</u> <u>音響実験 II</u>	<u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>3 単位</u>	<u>7 単位</u>	<u>16 単位</u>
	<u>聴能形成 I</u> <u>聴能形成 II</u> <u>音響プログラミング演習</u> <u>電気実験</u> <u>応用音楽表現演習 I</u> <u>応用音楽表現演習 II</u> <u>音響生成演習</u> <u>収音音響構成</u> <u>環境音響構成</u>	<u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u>		
<u>融合プロジェクト</u> <u>・プラットフォーム</u> <u>ム</u>	<u>コース融合プロジェクトA</u> <u>コース融合プロジェクトB</u>	<u>4 単位</u> <u>4 単位</u>		
<u>卒業研究・設計</u>	<u>卒業研究 I</u> <u>卒業研究 II</u>	<u>4 単位</u> <u>4 単位</u>		<u>8 単位</u>

回

別表第 1 (基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数)

区分		授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
(略)					
言語文化科目	言語文化基礎科目	(略)	(略)	(略)	(略)
		専門英語	1 単位		
		<u>学術英語 C・集中演習</u>	<u>2 単位</u>		
		(略)	(略)		
		フランス語Ⅲ	1 単位		
		<u>フランス語プラティク I</u>	<u>1 単位</u>		
		<u>フランス語プラティク II</u>	<u>1 単位</u>		
		(略)	(略)		
		スペイン語フォーラム	1 単位		
		<u>日本語 I</u>	<u>1 単位</u>		
	(略)	(略)			
言語文化自由選択科目	言語文化自由選択科目	(略)	(略)		
		入門ドイツ語Ⅱ	2 単位		
		<u>ドイツ語オーラル・リスニング演習 I</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>ドイツ語オーラル・リスニング演習 II</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>ドイツ語表現・読解演習 I</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>ドイツ語表現・読解演習 II</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>入門フランス語 I</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>入門フランス語 II</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>フランス語実用会話</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>フランス語読解・作文コース</u>	<u>2 単位</u>		
		<u>フランス語圏の言語と文化</u>	<u>2 単位</u>		
		(略)	(略)		
		中国語オーラル・リスニング演習Ⅱ	2 単位		
	<u>中国語表現・読解演習 I</u>	<u>2 単位</u>			
	(略)	(略)			

	<u>韓国語表現・読解演習Ⅱ</u> <u>入門スペイン語Ⅰ</u> <u>入門スペイン語Ⅱ</u> <u>総合スペイン語演習</u> <u>表現スペイン語</u> <u>スペイン語圏の言語と文化</u> <u>入門インドネシア語Ⅰ</u> <u>入門インドネシア語Ⅱ</u> <u>入門イタリア語Ⅰ</u> <u>入門イタリア語Ⅱ</u> <u>速習オランダ語</u> <u>速習エスペラント</u>	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位		
言語文化 古典語科目	<u>古典ギリシア語Ⅰ</u> <u>古典ギリシア語Ⅱ</u> <u>ラテン語Ⅰ</u> <u>ラテン語Ⅱ</u>	1単位 1単位 1単位 1単位		
文系 ディシプリン 科目	<u>哲学・思想入門</u> <u>社会思想史</u> (略) 芸術学入門 <u>文化人類学入門</u> (略)	2単位 2単位 (略) 2単位 2単位 (略)	(略)	(略)

理 系 デ ィ シ プ リ ン 科 目	社会と数理科学	1 単位	※備考2 参照
	<u>微分積分学</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>微分積分学・同演習A</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>微分積分学・同演習B</u>	<u>1.5 単位</u>	
	(略)	(略)	
	微分積分学・同演習Ⅲ	1.5 単位	
	<u>線形代数</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>線形代数学・同演習A</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>線形代数学・同演習B</u>	<u>1.5 単位</u>	
	(略)	(略)	
	数学演習Ⅱ	1 単位	
	<u>数理統計学</u>	<u>1.5 単位</u>	
	身の回りの物理学A	1 単位	
	<u>身の回りの物理学B</u>	<u>1 単位</u>	
	<u>物理学概論A</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>物理学概論B</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>物理学概論A演習</u>	<u>1 単位</u>	
	<u>物理学概論B演習</u>	<u>1 単位</u>	
	<u>基幹物理学 I A</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>基幹物理学 I B</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>基幹物理学 I A演習</u>	<u>1 単位</u>	
	<u>基幹物理学 I B演習</u>	<u>1 単位</u>	
	(略)	(略)	
	身の回りの化学	1 単位	
	<u>基礎化学</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>無機物質化学</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>有機物質化学</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>基礎化学結合論</u>	<u>1.5 単位</u>	
	<u>基礎化学熱力学</u>	<u>1.5 単位</u>	
	(略)	(略)	
	生命の科学B	1 単位	
	<u>基礎生物学概要</u>	<u>1.5 単位</u>	
<u>細胞生物学</u>	<u>1.5 単位</u>		
<u>集団生物学</u>	<u>1.5 単位</u>		
分子生物学	1.5 単位		
生態系の科学	1.5 単位		

	<u>地球と宇宙の科学</u> <u>地球科学</u> 最先端地球科学 <u>宇宙科学概論</u> <u>デザイン思考</u> <u>図形科学</u> <u>空間表現実習 I</u> <u>空間表現実習 II</u> 世界建築史 日本建築史 <u>近・現代建築史</u> <u>デザイン史</u> <u>情報科学</u> <u>プログラミング演習</u> コンピュータープログラミング入門 <u>自然科学総合実験（基礎）</u> <u>自然科学総合実験（発展）</u>	<u>1単位</u> <u>1単位</u> 1単位 <u>1.5単位</u> <u>1単位</u> <u>1.5単位</u> <u>2単位</u> <u>2単位</u> 2単位 2単位 <u>2単位</u> <u>2単位</u> <u>1.5単位</u> <u>1単位</u> 1単位 <u>1単位</u> <u>1単位</u>		
(略)				
健康・スポーツ科目	(略)			
	(略)	(略)		
	健康・スポーツ科学講義 I A <u>健康・スポーツ科学講義 I B</u> (略)	1単位 <u>1単位</u> (略)		
総合科目	(略)	(略)	<u>1.5単位</u>	<u>1.5単位</u>
	アカデミック・フロンティア II	1単位		
	<u>大学とは何か I</u>	<u>1単位</u>		
	大学とは何か II	1単位		
	<u>九州大学の歴史 I</u>	<u>1単位</u>		
	(略)	(略)		
	女性学・男性学 II	1単位		
	<u>日本事情</u>	<u>2単位</u>		
	(略)	(略)		
	バイオエシックス入門	1単位		
	<u>科学の進歩と女性科学者 I</u>	<u>1単位</u>		
<u>科学の進歩と女性科学者 II</u>	<u>1単位</u>			

	(略) 先進的植物生産システム概論Ⅱ <u>体験的農業生産学入門</u> (略)	(略) 1単位 <u>1単位</u> (略)		
	(略)			
高 年 次 基 幹 教 育 科 目	(略) 科学の歴史 B <u>科学の基礎 (哲学的考察)</u> (略) 現代社会Ⅲ <u>現代社会Ⅳ</u> (略) 技術と産業・企業 <u>グローバル化とアジア経済</u> (略) チーム医療演習 <u>バイオインフォマティクス</u> (略) 共創発想法 <u>動的現象の科学</u> <u>誘導現象の科学</u> (略) インフォームドコンセント <u>薬害</u> (略) 事業創造デザイン特論Ⅱ <u>リスクマネジメント</u> <u>ビジネス統計学</u> (略)	(略) 1単位 <u>1単位</u> (略) 2単位 <u>2単位</u> (略) 2単位 <u>2単位</u> (略) 1単位 <u>2単位</u> (略) 2単位 <u>2単位</u> (略) 1単位 <u>1単位</u> (略) 1単位 <u>2単位</u> <u>1単位</u> (略)	(略)	(略)
<u>上記に掲げる最低修得単位のほか、備考3に定める授業科目の単位を修得しなければならない。</u>				

(備考)

- 1 「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅶ」については、外国人留学生を対象とする授業科目として開設し、第2外国語として最低修得単位数に含めることができる。

2 各学科の学生は、理系ディシプリン科目として次の所定の単位を修得しなければならない。

学科	授 業 科 目		単位数	最低修得 単位数	合計最低 修得単位数
環境 設計 学科	必修 科目	微分積分学	1.5 単位	17 単位	18.5 単位
		線形代数	1.5 単位		
		数理統計学	1.5 単位		
		基幹物理学 I A	1.5 単位		
		図形科学	1.5 単位		
		空間表現実習 I	2 単位		
		空間表現実習 II	2 単位		
		デザイン史	2 単位		
		情報科学	1.5 単位		
		自然科学総合実験 (基礎)	1 単位		
	自然科学総合実験 (発展)	1 単位			
	選択 必修 科目	基幹物理学 I B	1.5 単位	1.5 単位	
		基礎化学	1.5 単位		
		基礎生物学概要	1.5 単位		
地球科学		1 単位			
工業 設計 学科	必修 科目	微分積分学・同演習 A	1.5 単位	18.5 単位	21 単位
		微分積分学・同演習 B	1.5 単位		
		線形代数学・同演習 A	1.5 単位		
		線形代数学・同演習 B	1.5 単位		
		数理統計学	1.5 単位		
		図形科学	1.5 単位		
		空間表現実習 I	2 単位		
		空間表現実習 II	2 単位		
		デザイン史	2 単位		
		情報科学	1.5 単位		
	自然科学総合実験 (基礎)	1 単位			
	自然科学総合実験 (発展)	1 単位			
	選択 必修 科目	基幹物理学 I A	1.5 単位	2.5 単位	
		基幹物理学 I B	1.5 単位		
基幹物理学 I A 演習		1 単位			
基幹物理学 I B 演習		1 単位			
基礎生物学概要		1.5 単位			

		集団生物学	<u>1.5 単位</u>		
画像 設計 学科	必修 科目	微分積分学・同演習 A	<u>1.5 単位</u>	<u>13 単位</u>	<u>17.5 単位</u>
		微分積分学・同演習 B	<u>1.5 単位</u>		
		線形代数学・同演習 A	<u>1.5 単位</u>		
		線形代数学・同演習 B	<u>1.5 単位</u>		
		数理統計学	<u>1.5 単位</u>		
		デザイン史	<u>2 単位</u>		
		情報科学	<u>1.5 単位</u>		
		自然科学総合実験（基礎）	<u>1 単位</u>		
		自然科学総合実験（発展）	<u>1 単位</u>		
		選択 必修 科目	基幹物理学 I A		
基幹物理学 I B	<u>1.5 単位</u>				
基幹物理学 I A 演習	<u>1 単位</u>				
基幹物理学 I B 演習	<u>1 単位</u>				
基礎化学熱力学	<u>1.5 単位</u>				
細胞生物学	<u>1.5 単位</u>				
集団生物学	<u>1.5 単位</u>				
地球と宇宙の科学	<u>1 単位</u>				
地球科学	<u>1 単位</u>				
音響 設計 学科	必修 科目		微分積分学・同演習 A	<u>1.5 単位</u>	<u>16 単位</u>
		微分積分学・同演習 B	<u>1.5 単位</u>		
		線形代数学・同演習 A	<u>1.5 単位</u>		
		線形代数学・同演習 B	<u>1.5 単位</u>		
		数理統計学	<u>1.5 単位</u>		
		基幹物理学 I A	<u>1.5 単位</u>		
		基幹物理学 I B	<u>1.5 単位</u>		
		基幹物理学 I A 演習	<u>1 単位</u>		
		基幹物理学 I B 演習	<u>1 単位</u>		
		情報科学	<u>1.5 単位</u>		
		自然科学総合実験（基礎）	<u>1 単位</u>		
		自然科学総合実験（発展）	<u>1 単位</u>		
	選択 必修 科目	無機物質化学	<u>1.5 単位</u>	<u>1 単位</u>	
有機物質化学	<u>1.5 単位</u>				
基礎化学結合論	<u>1.5 単位</u>				

		基礎化学熱力学 細胞生物学 集団生物学 地球と宇宙の科学 地球科学 プログラミング演習	<u>1.5 単位</u> <u>1.5 単位</u> <u>1.5 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u> <u>1 単位</u>		
芸術 情報 設計 学科	必修 科目	微分積分学・同演習 A	<u>1.5 単位</u>	<u>13 単位</u>	<u>17.5 単位</u>
		微分積分学・同演習 B	<u>1.5 単位</u>		
		線形代数学・同演習 A	<u>1.5 単位</u>		
		線形代数学・同演習 B	<u>1.5 単位</u>		
		数理統計学	<u>1.5 単位</u>		
		デザイン史	<u>2 単位</u>		
		情報科学	<u>1.5 単位</u>		
		自然科学総合実験（基礎）	<u>1 単位</u>		
	自然科学総合実験（発展）	<u>1 単位</u>			
	選択 必修 科目	基幹物理学 I A	<u>1.5 単位</u>	<u>4.5 単位</u>	
		基幹物理学 I B	<u>1.5 単位</u>		
		基幹物理学 I A 演習	<u>1 単位</u>		
		基幹物理学 I B 演習	<u>1 単位</u>		
		基礎化学熱力学	<u>1.5 単位</u>		
基礎生物学概要		<u>1.5 単位</u>			
集団生物学	<u>1.5 単位</u>				

3 各学科の学生は、次の所定の単位を修得しなければならない。

授 業 科 目	合計最低修得単位数
基幹教育科目の授業科目のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目、別表第2に掲げる専攻教育科目（在籍する学科の専攻教育科目を除く。）のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目又は他学部の専攻教育科目	環境設計学科 <u>4.5 単位</u>
	工業設計学科 <u>2 単位</u>
	画像設計学科 <u>5.5 単位</u>
	音響設計学科 <u>6 単位</u>
	芸術情報設計学科 <u>5.5 単位</u>

別表第 2

環境設計学科

授 業 科 目	単 位 数
必 修 科 目	
<u>環境設計基礎Ⅰ</u> <u>環境設計基礎Ⅱ</u> <u>構造理論</u> <u>空間デザイン実習</u> <u>空間プロジェクト</u> <u>空間情報分析実習</u> <u>建築プロジェクト</u> <u>ランドスケーププロジェクト</u> <u>都市プロジェクト</u> <u>卒業研究Ⅰ</u> <u>卒業研究Ⅱ</u>	<u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>4 単位</u> <u>2 単位</u> <u>4 単位</u> <u>4 単位</u> <u>4 単位</u> <u>2 単位</u> <u>4 単位</u>
計	3 2 単位
選 択 科 目	
<u>基礎造形</u> <u>知覚心理学</u> <u>主観評価法</u> <u>デザインストラテジー基礎</u> <u>インターンシップ (学部)</u> <u>※(1) 環境材料論</u> <u>※(1) 環境調整システム論</u> <u>※(1) 環境保全論</u> <u>※(1) 建築デザイン計画論</u> <u>※(1) 緑地環境設計論</u> <u>※(1) 環境構法論</u> <u>※(1) 環境人類学</u> <u>※(1) 歴史環境設計論</u> <u>※(1) 環境文化財論</u> <u>※(1) 都市環境設計論</u>	<u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u> <u>2 単位</u>

※(1)	<u>環境社会経済デザイン論</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>環境倫理学</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>環境情報論</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>構造システム論</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>環境形成史</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>建築空間設計論</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>ポートフォリオマネジメント</u>	<u>2単位</u>
	<u>構法設計論</u>	<u>2単位</u>
	<u>設備計画論</u>	<u>2単位</u>
	<u>建築生産</u>	<u>2単位</u>
	<u>建築法規</u>	<u>1単位</u>
	<u>環境総合プロジェクト</u>	<u>4単位</u>
※(2)	<u>緑地環境実習</u>	<u>1単位</u>
※(2)	<u>歴史環境実習</u>	<u>1単位</u>
※(2)	<u>環境設計文献講読</u>	<u>2単位</u>
※(2)	<u>環境テクノロジー実習</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術文化環境論</u>	<u>2単位</u>
	<u>統計・データ科学</u>	<u>2単位</u>
<u>学 部 内 自 由 科 目</u>		
	<u>芸術工学特別演習 1</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 2</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 3</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 4</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 5</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 6</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 7</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 8</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 9</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 1 0</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 1 1</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 1 2</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 1 3</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 1 4</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 1 5</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 1 6</u>	<u>2単位</u>

<u>芸術工学特別演習 1 7</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 8</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 9</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 2 0</u>	<u>2 単位</u>
<u>その他本学科又は芸術工学部の他学科の専攻教育科目のうち、本学科の専攻教育科目の必修単位として修得する科目以外の授業科目</u>	
計	<u>6 単位</u>
<u>(備考)</u>	
1 「※(1)」及び「※(2)」を付している授業科目は選択必修科目を示す。	
2 「※(1)」を付している授業科目から2.4単位、「※(2)」を付している授業科目から3単位を履修しなければならない。	

工業設計学科

<u>授 業 科 目</u>	<u>単 位 数</u>
<u>必 修 科 目</u>	
<u>人間工学概論</u>	<u>2 単位</u>
<u>人間工学設計法</u>	<u>2 単位</u>
<u>デザイン理論</u>	<u>2 単位</u>
<u>生活機器デザイン論</u>	<u>2 単位</u>
<u>生活空間デザイン論</u>	<u>2 単位</u>
<u>工業設計基礎演習 I</u>	<u>1 単位</u>
<u>工業設計基礎演習 II</u>	<u>1 単位</u>
<u>卒業研究 I</u>	<u>2 単位</u>
<u>卒業研究 II</u>	<u>4 単位</u>
計	<u>1 8 単位</u>
<u>選 択 科 目</u>	
<u>工業設計モデリング演習</u>	<u>1 単位</u>
<u>知覚心理学</u>	<u>2 単位</u>
<u>主観評価法</u>	<u>2 単位</u>
<u>デザインストラテジー基礎</u>	<u>2 単位</u>
<u>インターンシップ (学部)</u>	<u>2 単位</u>

	<u>統計・データ科学</u>	<u>2単位</u>
	<u>電子工学</u>	<u>2単位</u>
	<u>知的財産論</u>	<u>2単位</u>
	<u>情報理論</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>感性科学</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>福祉人間工学</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>行動生理学</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>生理人類学</u>	<u>2単位</u>
※(1)	<u>環境人間工学</u>	<u>2単位</u>
	<u>聴覚生理学</u>	<u>2単位</u>
	<u>人間工学研究法</u>	<u>2単位</u>
	<u>人間工学測定演習</u>	<u>2単位</u>
	<u>フィールド調査演習</u>	<u>2単位</u>
	<u>生体情報処理演習</u>	<u>2単位</u>
	<u>人間工学設計演習</u>	<u>2単位</u>
※(2)	<u>現代生活デザイン論・演習</u>	<u>3単位</u>
※(2)	<u>生活機器設計論・演習</u>	<u>3単位</u>
※(2)	<u>生活空間設計論・演習</u>	<u>3単位</u>
※(2)	<u>生活機器造形論・演習</u>	<u>3単位</u>
※(2)	<u>生活空間造形論・演習</u>	<u>3単位</u>
※(2)	<u>デザインシステム論・演習</u>	<u>3単位</u>
	<u>インタラクシオンデザイン</u>	<u>2単位</u>
	<u>デザイン思考法</u>	<u>2単位</u>
	<u>インダストリアルデザイン基礎演習A</u>	<u>2単位</u>
	<u>インダストリアルデザイン基礎演習B</u>	<u>2単位</u>
	<u>計画設計プロジェクト演習</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>工業設計力学Ⅰ</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>工業設計力学Ⅱ</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>設計多変量解析</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>機能工学基礎</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>機能デザイン論</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>応用時系列解析</u>	<u>2単位</u>
	<u>構造理論</u>	<u>2単位</u>
	<u>機械学習</u>	<u>2単位</u>
	<u>デジタルモデリング演習</u>	<u>2単位</u>
	<u>機能工学デザイン演習</u>	<u>2単位</u>

工業設計プロジェクト研究	2単位
学 部 内 自 由 科 目	
<u>芸術工学特別演習 1</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 2</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 3</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 4</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 5</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 6</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 7</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 8</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 9</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 0</u>	<u>1単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 1</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 2</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 3</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 4</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 5</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 6</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 7</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 8</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 9</u>	<u>2単位</u>
<u>芸術工学特別演習 2 0</u>	<u>2単位</u>
<u>その他本学科又は芸術工学部の他学科の専攻教育科目のうち、本学科の専攻教育科目の必修単位として修得する科目以外の授業科目</u>	
計	6単位
(備考)	
<u>1 「※(1)」、「※(2)」、「※(3)」を付している授業科目は選択必修科目を示す。</u>	
<u>2 「※(1)」を付している授業科目から6単位、「※(2)」を付している授業科目から9単位、「※(3)」を付している授業科目から8単位を履修しなければならない。</u>	

画像設計学科

授 業 科 目	単 位 数
必 修 科 目	
視覚学	2 単位
色彩学	2 単位
視覚芸術基礎Ⅰ	2 単位
視覚芸術基礎Ⅱ	2 単位
視覚芸術基礎Ⅲ	2 単位
画像工学基礎	2 単位
画像工学プログラミング	2 単位
卒業研究Ⅰ	2 単位
卒業研究Ⅱ	4 単位
計	20 単位
選 択 科 目	
知覚心理学	2 単位
主観評価法	2 単位
デザインストラテジー基礎	2 単位
インターンシップ (学部)	2 単位
統計・データ科学	2 単位
機械学習	2 単位
設計多変量解析	2 単位
応用時系列解析	2 単位
コンピュータグラフィックス	2 単位
知的財産論	2 単位
銀塩写真演習	2 単位
※(1) 視覚心理学	2 単位
視覚心理学演習	2 単位
※(1) 視覚生理システム学	2 単位
色彩学演習	2 単位
心理学的思考法演習	2 単位
※(1) 画像論	2 単位
画像論演習	2 単位
視覚伝達論	2 単位

※(2)	<u>映像表現プロデュース論</u>	<u>2単位</u>
	<u>拡張映像表現スタジオ演習</u>	<u>2単位</u>
※(2)	<u>デジタルイメージクリエーション論</u>	<u>2単位</u>
	<u>コンピュータアニメーション演習</u>	<u>2単位</u>
※(2)	<u>グラフィックコミュニケーション論</u>	<u>2単位</u>
	<u>グラフィックデザイン演習</u>	<u>2単位</u>
※(2)	<u>メディアコミュニケーション論</u>	<u>2単位</u>
	<u>メディア環境計画</u>	<u>2単位</u>
※(2)	<u>芸術表現論</u>	<u>2単位</u>
	<u>現代芸術とコミュニケーション演習</u>	<u>2単位</u>
	<u>視覚芸術学プロジェクト</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>画像メディア工学</u>	<u>2単位</u>
	<u>画像メディア工学演習</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>画像処理</u>	<u>2単位</u>
	<u>画像処理演習</u>	<u>2単位</u>
※(3)	<u>グラフィックスアルゴリズム</u>	<u>2単位</u>
	<u>グラフィックスアルゴリズム演習</u>	<u>2単位</u>
<u>学 部 内 自 由 科 目</u>		
	<u>芸術工学特別演習 1</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 2</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 3</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 4</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 5</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 6</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 7</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 8</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 9</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 10</u>	<u>1単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 11</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 12</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 13</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 14</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 15</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 16</u>	<u>2単位</u>
	<u>芸術工学特別演習 17</u>	<u>2単位</u>

芸術工学特別演習 1 8	2 単位
芸術工学特別演習 1 9	2 単位
芸術工学特別演習 2 0	2 単位
その他本学科又は芸術工学部の他学科の専攻教育科目のうち、本学科の専攻教育科目の必修単位として修得する科目以外の授業科目	
計	6 単位
(備考)	
1 「※(1)」、「※(2)」、「※(3)」を付している授業科目は選択必修科目を示す。	
2 「※(1)」、「※(2)」、「※(3)」を付している授業科目からそれぞれ4単位を履修しなければならない。	

音響設計学科

授 業 科 目	単 位 数
必 修 科 目	
主観評価法	2 単位
音楽社会学	2 単位
西洋音楽史	2 単位
音文化論演習	2 単位
聴覚生理学	2 単位
聴覚心理学	2 単位
音響信号処理演習	2 単位
デジタル信号処理	2 単位
電気工学	2 単位
電気実験	1 単位
音響理論演習 I	3 単位
音響理論演習 II	3 単位
音楽理論表現演習	2 単位
音楽構造基礎演習	2 単位
音響実験 I	3 単位
音響実験 II	3 単位
輪講	2 単位

<u>電子工学</u>	<u>2 単位</u>
<u>卒業研究 I</u>	<u>2 単位</u>
<u>卒業研究 II</u>	<u>4 単位</u>
計	<u>4 5 単位</u>
<u>選 択 科 目</u>	
<u>知覚心理学</u>	<u>2 単位</u>
<u>デザインストラテジー基礎</u>	<u>2 単位</u>
<u>インターンシップ (学部)</u>	<u>2 単位</u>
<u>推測統計学</u>	<u>2 単位</u>
<u>システム工学</u>	<u>2 単位</u>
<u>設計多変量解析</u>	<u>2 単位</u>
<u>情報理論</u>	<u>2 単位</u>
<u>音楽学</u>	<u>2 単位</u>
<u>応用音楽学</u>	<u>2 単位</u>
<u>音声学</u>	<u>2 単位</u>
<u>サウンド・パフォーマンス</u>	<u>2 単位</u>
<u>比較音楽理論</u>	<u>2 単位</u>
<u>室内音響学</u>	<u>2 単位</u>
<u>騒音環境学</u>	<u>2 単位</u>
<u>非線形振動論</u>	<u>2 単位</u>
<u>応用音響理論</u>	<u>2 単位</u>
<u>音響構成</u>	<u>4 単位</u>
<u>聴覚認知論</u>	<u>2 単位</u>
<u>楽器・音響機器論</u>	<u>2 単位</u>
<u>デジタル信号処理演習</u>	<u>2 単位</u>
<u>音響情報工学</u>	<u>2 単位</u>
<u>音響情報工学演習</u>	<u>2 単位</u>
<u>応用時系列解析</u>	<u>2 単位</u>
<u>聴能形成 I</u>	<u>1 単位</u>
<u>聴能形成 II</u>	<u>1 単位</u>
<u>プログラミング言語</u>	<u>2 単位</u>
<u>学 部 内 自 由 科 目</u>	
<u>芸術工学特別演習 1</u>	<u>1 単位</u>

<u>芸術工学特別演習 2</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 3</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 4</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 5</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 6</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 7</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 8</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 9</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 0</u>	<u>1 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 1</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 2</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 3</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 4</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 5</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 6</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 7</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 8</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 1 9</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術工学特別演習 2 0</u>	<u>2 単位</u>
その他本学科又は芸術工学部の他学科の専攻教育科目のうち、本学科の専攻教育科目の必修単位として修得する科目以外の授業科目	
計	<u>6 単位</u>

芸術情報設計学科

授 業 科 目	単 位 数
必 修 科 目	
<u>基礎造形（平面）</u>	<u>2 単位</u>
<u>基礎造形（立体）</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術情報設計概論</u>	<u>2 単位</u>
<u>コンピュータ概論</u>	<u>2 単位</u>
<u>プログラミング基礎</u>	<u>2 単位</u>
<u>芸術情報総合演習</u>	<u>2 単位</u>

<u>卒業研究Ⅰ</u>	<u>2単位</u>
<u>卒業研究Ⅱ</u>	<u>4単位</u>
計	<u>18単位</u>
<u>選 択 科 目</u>	
<u>知覚心理学</u>	<u>2単位</u>
<u>主観評価法</u>	<u>2単位</u>
<u>デザインストラテジー基礎</u>	<u>2単位</u>
<u>インターンシップ (学部)</u>	<u>2単位</u>
<u>設計多変量解析</u>	<u>2単位</u>
<u>応用時系列解析</u>	<u>2単位</u>
※ <u>芸術学概論</u>	<u>2単位</u>
※ <u>文化比較論</u>	<u>2単位</u>
※ <u>演劇文化論</u>	<u>2単位</u>
※ <u>芸術文化環境論</u>	<u>2単位</u>
※ <u>造形論</u>	<u>2単位</u>
※ <u>知的財産論</u>	<u>2単位</u>
※ <u>芸術文化施設論</u>	<u>2単位</u>
<u>色彩学</u>	<u>2単位</u>
<u>画像論</u>	<u>2単位</u>
<u>比較映画・演劇文化演習</u>	<u>2単位</u>
<u>フィールドワーク演習</u>	<u>2単位</u>
※ <u>デジタルコンテンツデザイン</u>	<u>2単位</u>
※ <u>コンピュータグラフィックス</u>	<u>2単位</u>
※ <u>コンテンツ環境デザイン</u>	<u>2単位</u>
※ <u>インタラクティブデザイン</u>	<u>2単位</u>
<u>コンピュータグラフィックス演習</u>	<u>2単位</u>
<u>デジタルコンテンツデザイン演習</u>	<u>2単位</u>
<u>インタラクティブインタフェース演習</u>	<u>2単位</u>
<u>Webコンテンツデザイン演習</u>	<u>2単位</u>
※ <u>バーチャルリアリティ</u>	<u>2単位</u>
※ <u>ソフトウェアアーキテクチャ</u>	<u>2単位</u>
※ <u>メディア情報処理</u>	<u>2単位</u>
※ <u>人工生命デザイン</u>	<u>2単位</u>
※ <u>知覚情報処理工学</u>	<u>2単位</u>

※	統計・データ科学	2単位
※	機械学習	2単位
	メディアアート表現ワークショップ	2単位
	芸術情報先端特別講義	2単位
	芸術情報プロジェクト演習	2単位
学 部 内 自 由 科 目		
	芸術工学特別演習 1	1単位
	芸術工学特別演習 2	1単位
	芸術工学特別演習 3	1単位
	芸術工学特別演習 4	1単位
	芸術工学特別演習 5	1単位
	芸術工学特別演習 6	1単位
	芸術工学特別演習 7	1単位
	芸術工学特別演習 8	1単位
	芸術工学特別演習 9	1単位
	芸術工学特別演習 10	1単位
	芸術工学特別演習 11	2単位
	芸術工学特別演習 12	2単位
	芸術工学特別演習 13	2単位
	芸術工学特別演習 14	2単位
	芸術工学特別演習 15	2単位
	芸術工学特別演習 16	2単位
	芸術工学特別演習 17	2単位
	芸術工学特別演習 18	2単位
	芸術工学特別演習 19	2単位
	芸術工学特別演習 20	2単位
	その他本学科又は芸術工学部の他学科の専攻教育科目のうち、本学科の専攻教育科目の必修単位として修得する科目以外の授業科目	
計		6単位
(備考)		
1 「※」を付している授業科目は、選択必修科目を示す。		
2 「※」を付している授業科目から20単位を履修しなければならない。		

九州大学教授会通則

平成16年度九大規則第8号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成27年 2月24日
(平成26年度九大規則第83号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第38条第2項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授

(2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 基幹教育院の教授会の構成員は、基幹教育院所属の教授とする。

5 各附置研究所の教授会の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

6 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（以下「国際研究所」という。）の教授会の構成員は、国際研究所所属の教授とする。

7 情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）の教授会の構成員は、センター所属の教授とする。

8 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項等)

第3条 教授会は、総長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び教授会が置かれる部局の長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会の議を経て当該部局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第246号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第40号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第14号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第32号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第41号)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第14号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第83号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。